

2017年2月4日

小田原市議会シンポジウム

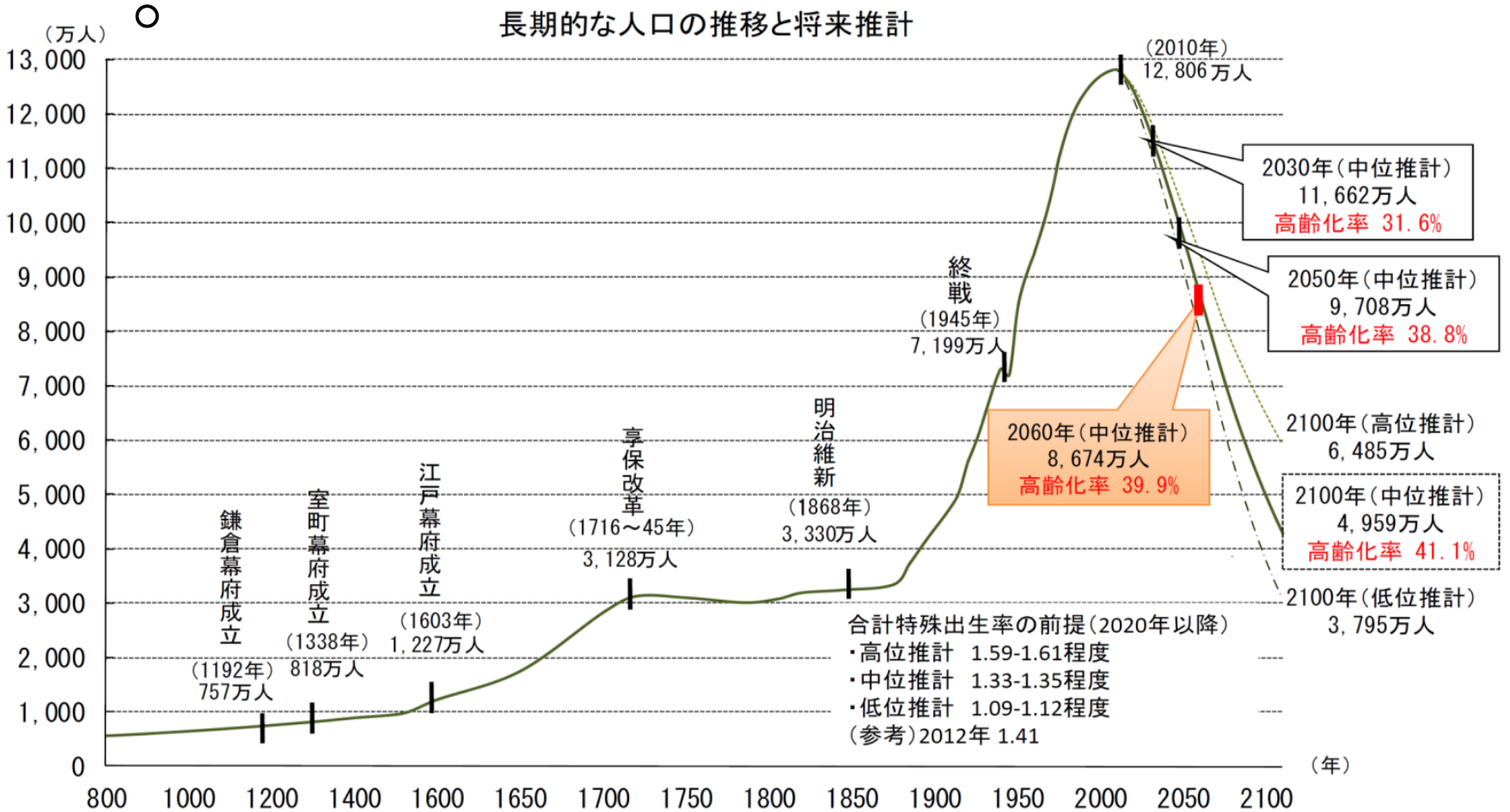
～小田原市・南足柄市「中心市のあり方」について～

一橋大学大学院法学研究科
辻 琢也

人口減少・超高齡化

我が国における総人口の長期的推移

- 現状が継続することを前提とすると、2100年には日本の総人口は5千万人弱まで減少し、明治末頃の人口規模になる見込み。



(備考) 国土交通省「国土の長期展望」(2011年)をもとに作成。

2010年以前の人口: 総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)

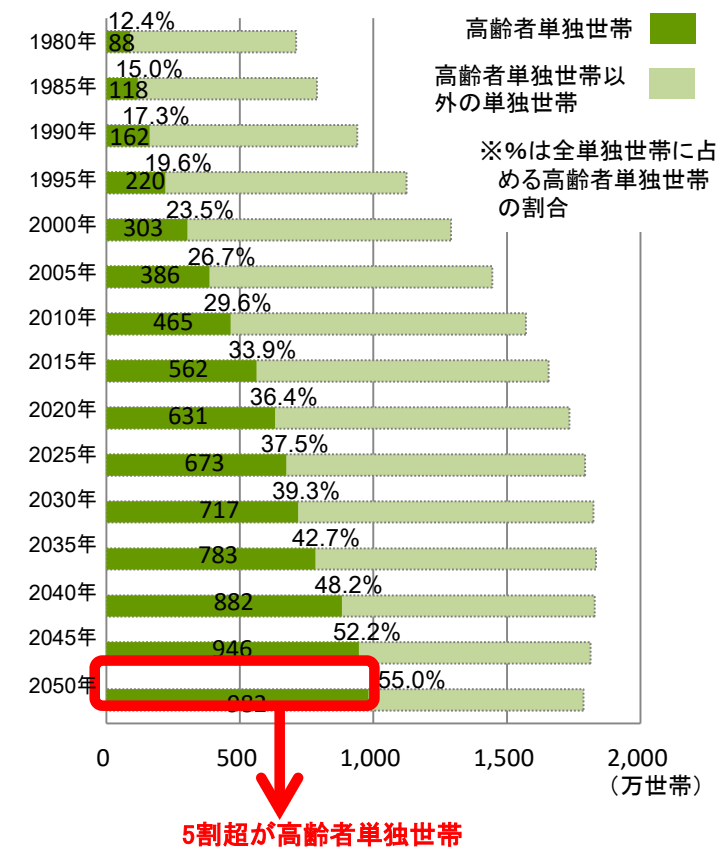
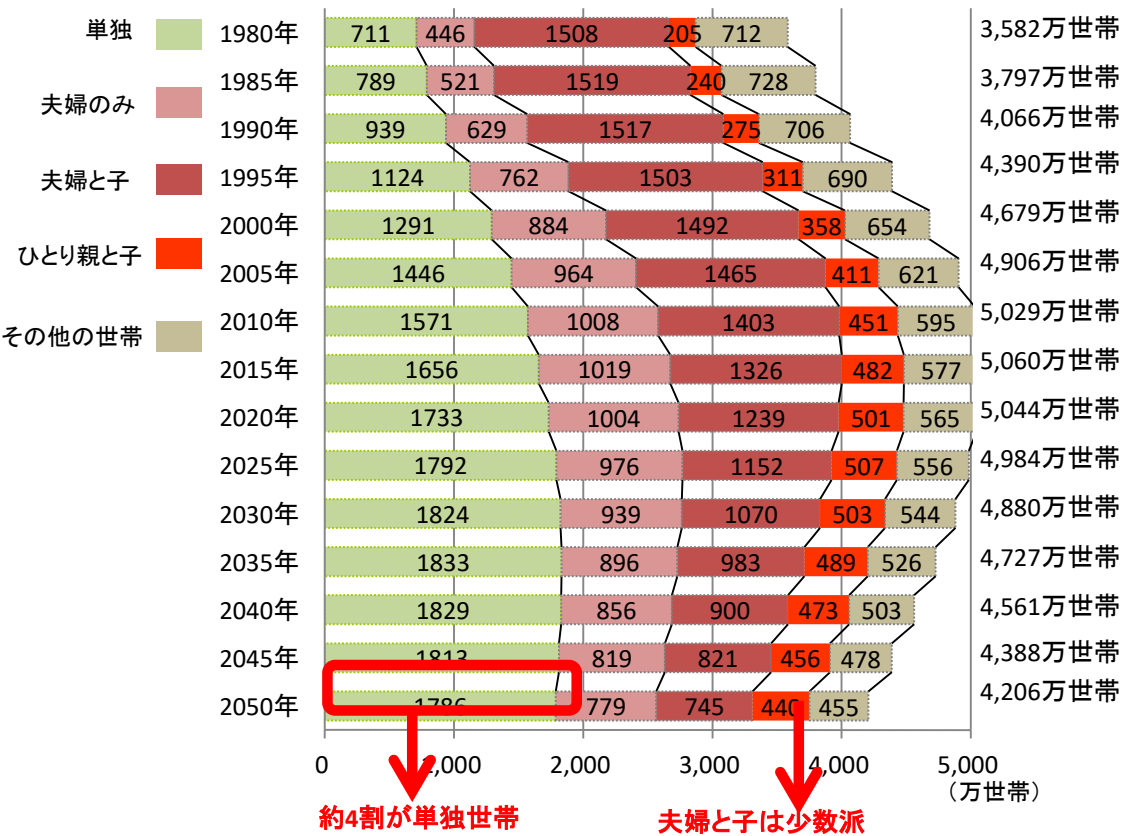
それ以降の人口: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

中長期的に世帯数も減少／ただし、(高齢者)単独世帯は増加

○《世帯類型》をみると、これまで家族類型の主流であった「夫婦と子」からなる世帯は2050年には少数派となり、代わって単独世帯が約4割と一番多い世帯類型となる。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超え2050年まで増加し続ける。

世帯類型別世帯数の推移

単独世帯数の推移



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土計画局推計値(都道府県別将来世帯数)をもとに、同局作成

2025年にかけての後期高齢者増加の見通し

- 2025年にかけて、一都三県は高度成長期に流入した人口が75歳以上になることで急速に高齢化。後期高齢者は**10年間で175万人増える**。

後期高齢者（75歳以上人口）の見通し

	75歳以上人口		増加数 (万人)	順位	増加率 (%)	順位
	2015年 (万人)	2025年 (万人)				
東京都	147.3	197.7	50.5	1	34.3%	11
東京都区部	98.7	129.8	31.1		31.5%	
東京都市町村部	48.6	68.0	19.4		40.0%	
神奈川県	101.6	148.5	47.0	2	46.2%	3
大阪府	107.0	152.8	45.8	3	42.8%	5
埼玉県	76.5	117.7	41.2	4	53.9%	1
千葉県	71.7	108.2	36.6	5	51.0%	2
愛知県	81.7	116.6	34.9	6	42.8%	4
高知県	12.7	14.9	2.2	42	17.0%	39
佐賀県	12.2	14.3	2.1	43	17.2%	38
秋田県	18.8	20.5	1.7	44	9.2%	46
山形県	19.0	20.7	1.7	45	8.8%	47
鳥取県	9.0	10.5	1.4	46	16.0%	42
島根県	12.3	13.7	1.4	47	11.2%	44
全 国	1,645.8	2,178.6	532.7		32.4%	

→
一都三県
の増加数

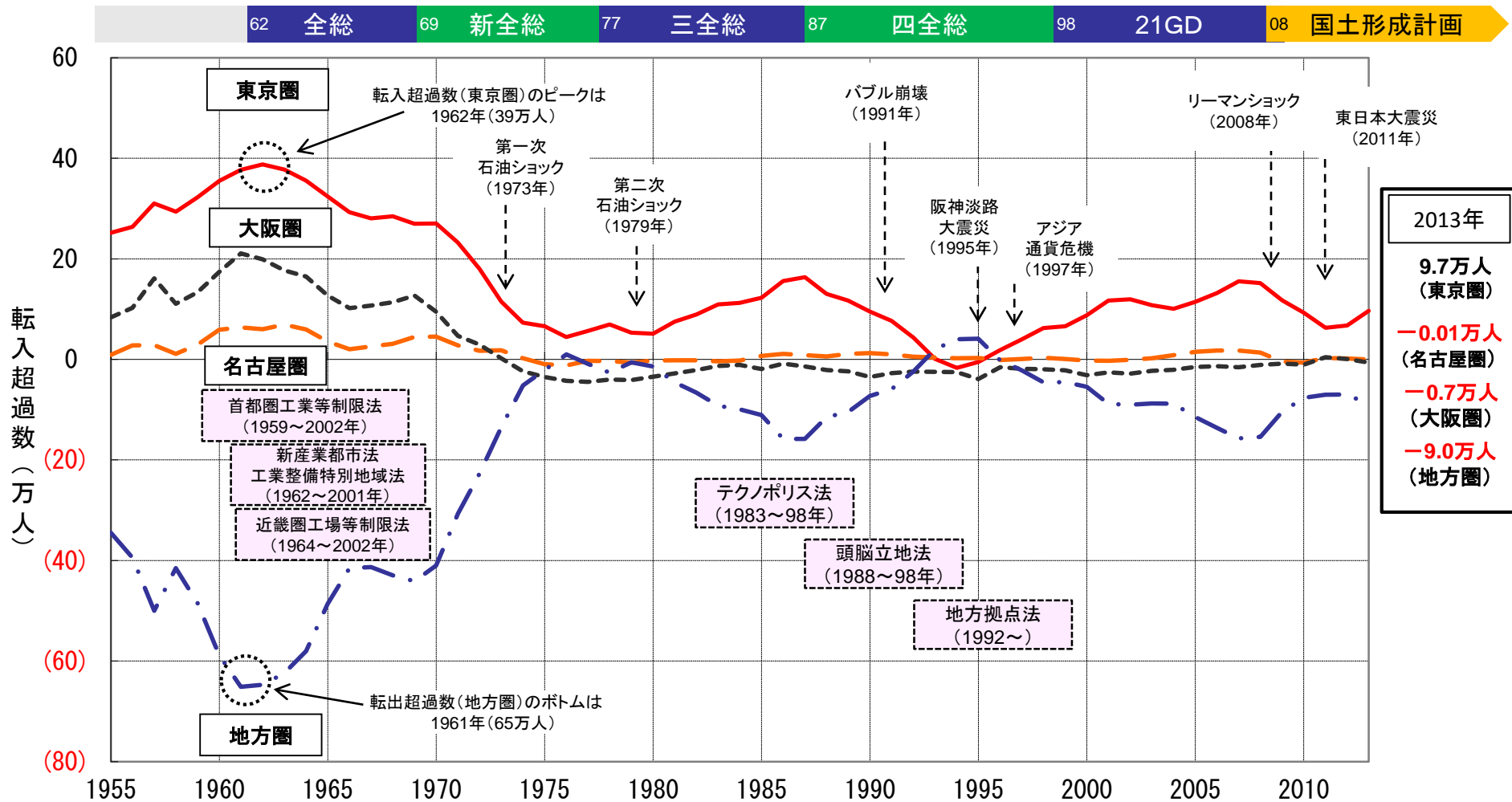
175.2
万人

全国の増加数の
3分の1を占める。

出典：まち・ひと・しごと創生会議
(第6回：平成27年6月12日)資
料

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)

○高度経済成長期には三大都市圏に人口が流入。1980年頃にかけて人口流入は沈静化したが、その後、バブル期にかけて東京圏に人口が流入。バブル崩壊後、東京圏が一時的に転出超過となったが、その後、2000年代には再び流入が増加した。



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土政策局作成。

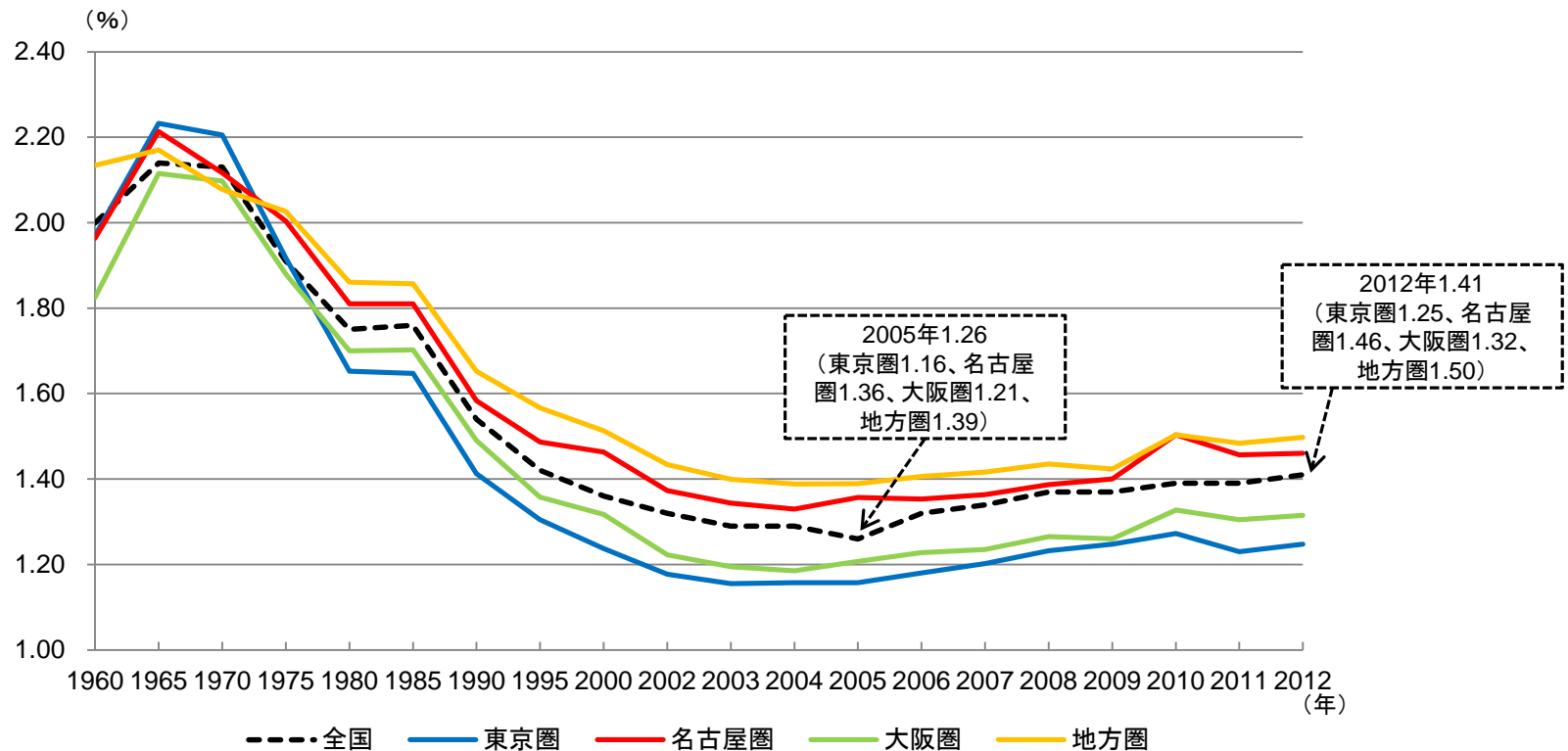
(注) 上記の地域区分は以下のとおり。

東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県

大阪圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

三大都市圏: 東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏: 三大都市圏以外の地域

- 合計特殊出生率の推移を圏域別にみると、1965年(昭和40年)以降、全ての地域で前年を下回る傾向が続いていたが、2005年(平成17年)以降は上昇傾向にある。
- 近年では、東京圏と大阪圏は全国平均を下回る状況にあり、名古屋圏と地方圏は全国平均を上回る状況にある。



(出典)厚生労働省「人口動態統計」をもとに国土交通省国土政策局作成。

(注)各圏域の合計特殊出生率は、都道府県ごとの合計特殊出生率を単純平均したもの。

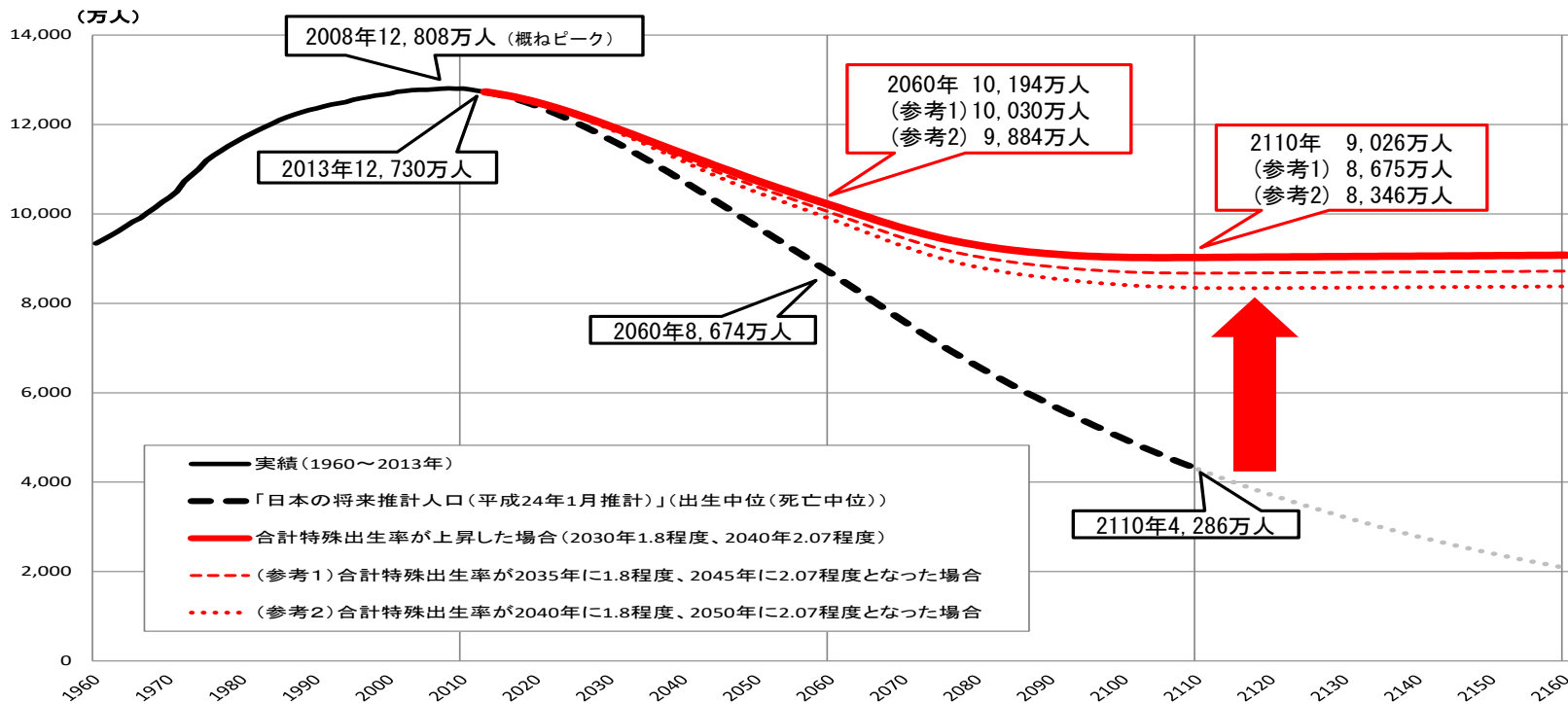
長期ビジョン(12月27日閣議決定)①： 今後50年の人口動態等

日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する認識共有と今後取り組むべき将来の方向を提示することを目的とするもの。

目指すべき将来の方向として示されているものは、次の通り。

【目指すべき将来の方向①】

- ◆ 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- ◆ 人口減少に歯止めがかかると、50年後1億人程度の人口が確保される。



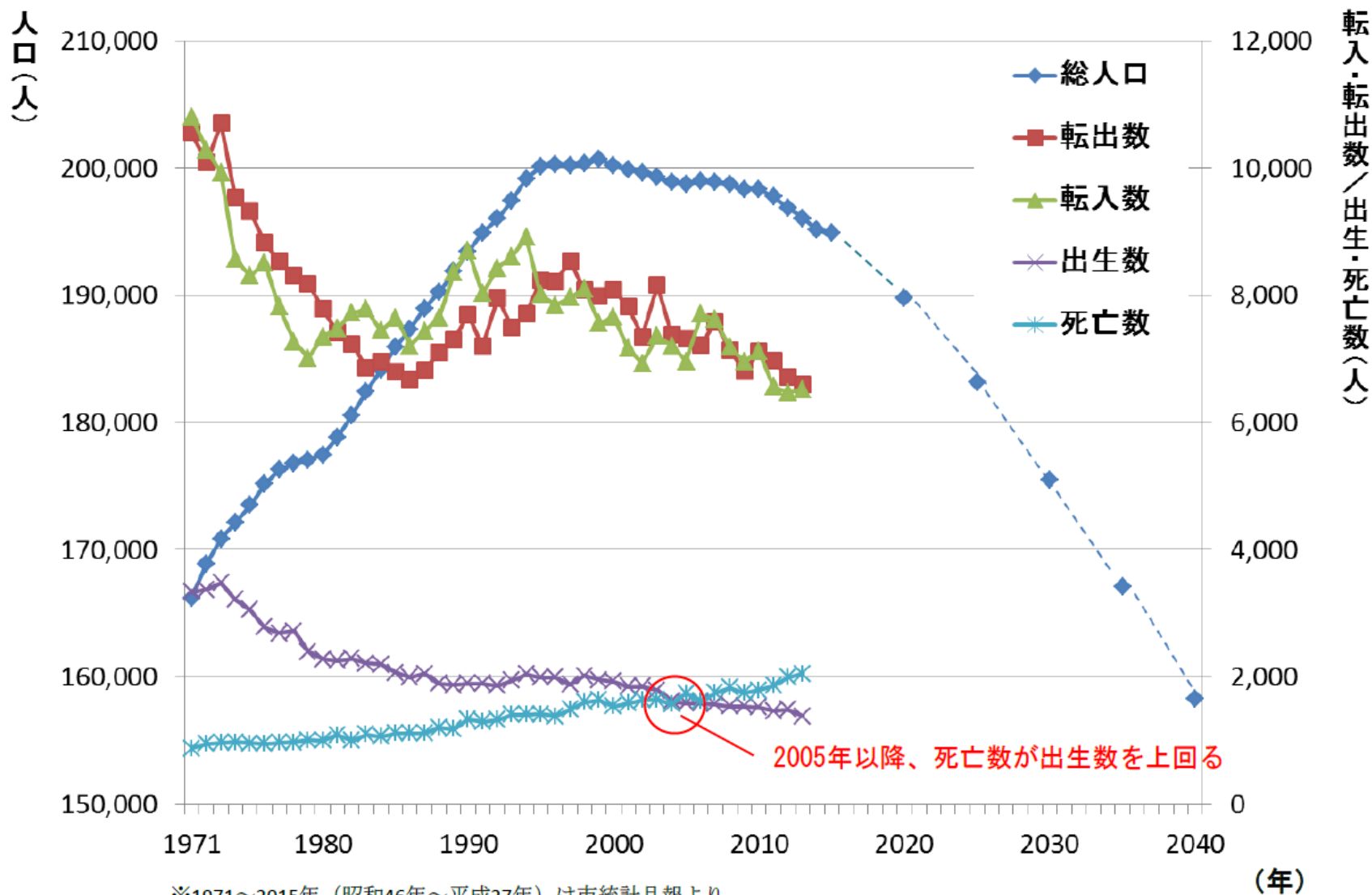
(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

県西地域の現状と課題

県西地域における中心市のあり方研究報告書(H27.1) より

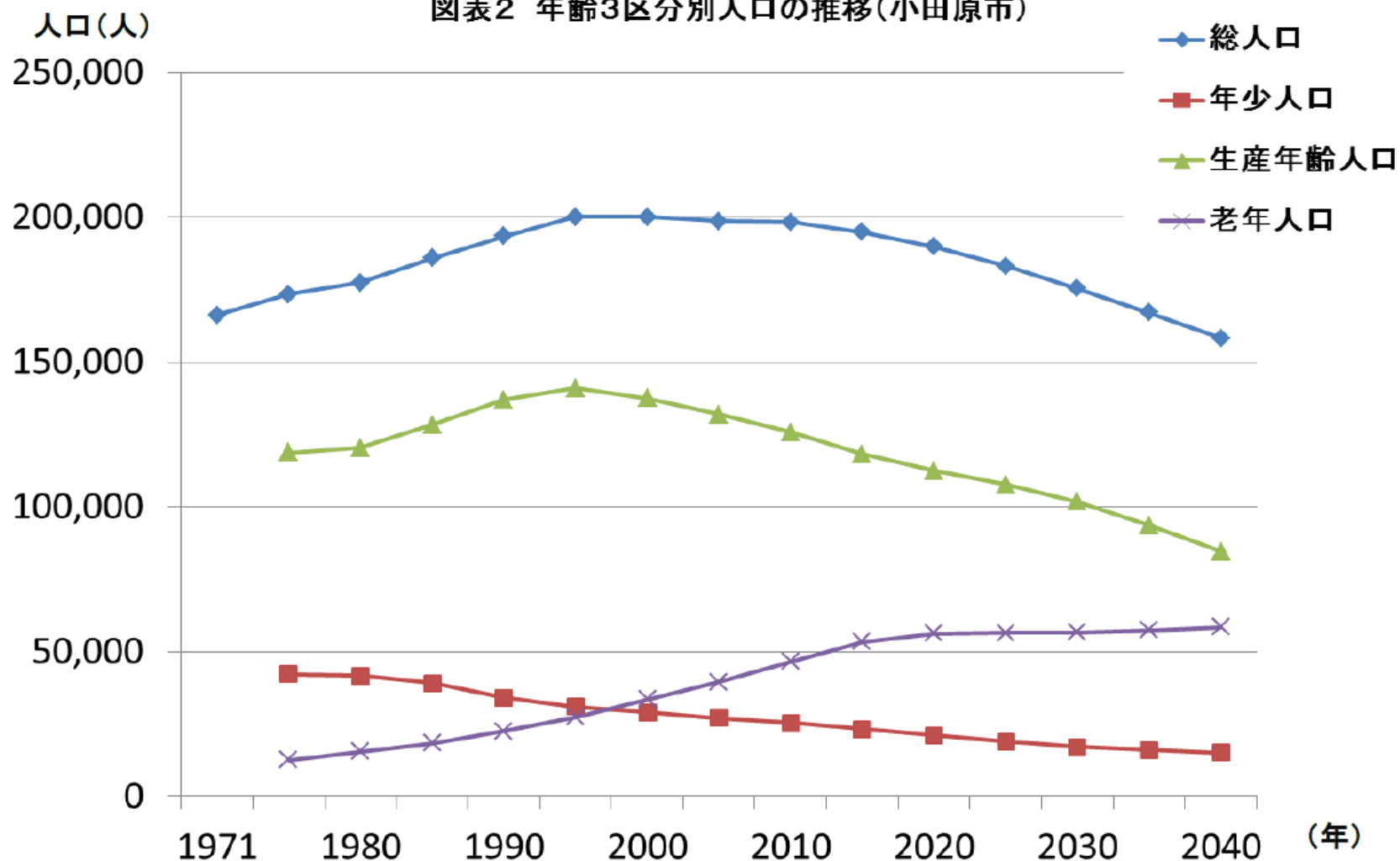
図表5 出生・死亡数、転入・転出者数の推移(小田原市)



※1971～2015年(昭和46年～平成27年)は市統計月報より。

※2015年(平成27年)以降5年ごとの数字は社人研「日本の地域別将来人口推計(平成25年3月推計)」

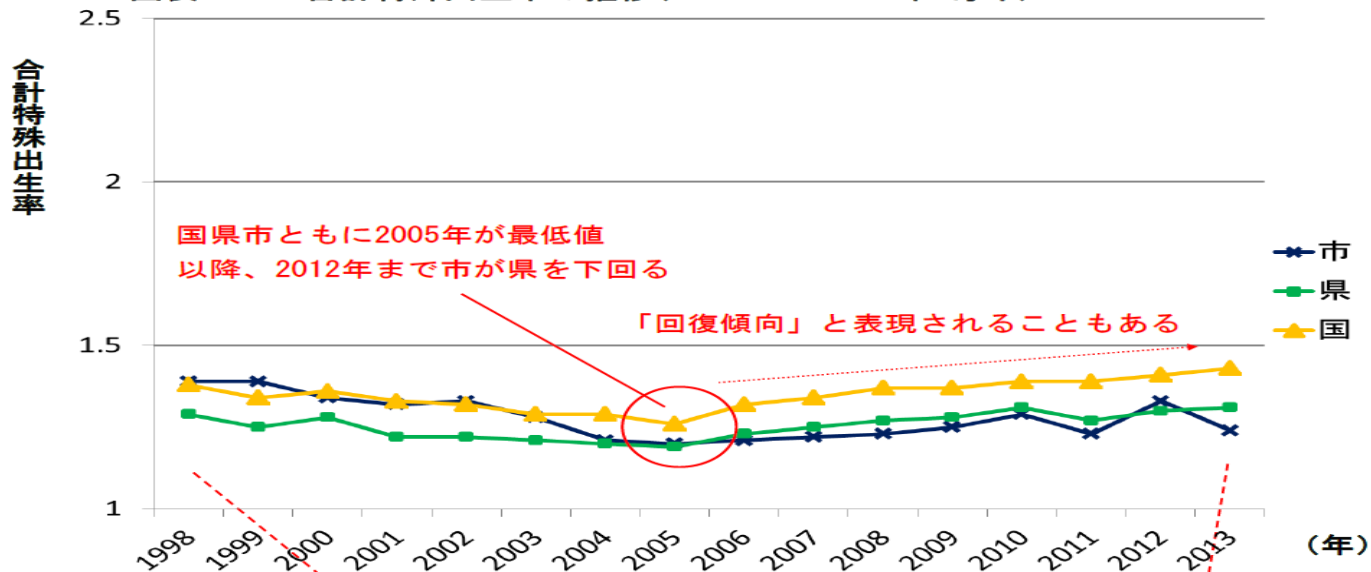
図表2 年齢3区分別人口の推移(小田原市)



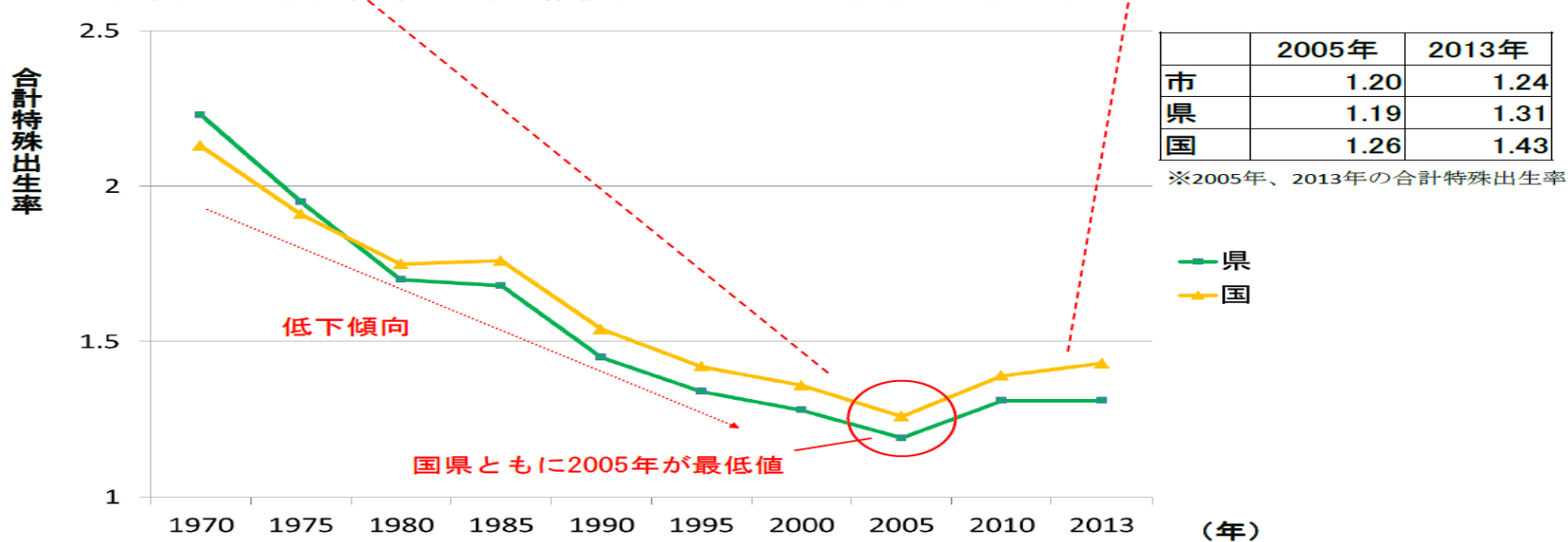
※1971～2015年（昭和46年～平成27年）は市統計月報より。

※2015年（平成27年）以降5年ごとの数字は社人研「日本の地域別将来人口推計（平成25年3月推計）」

図表4-1 合計特殊出生率の推移(1998~2013年・毎年)

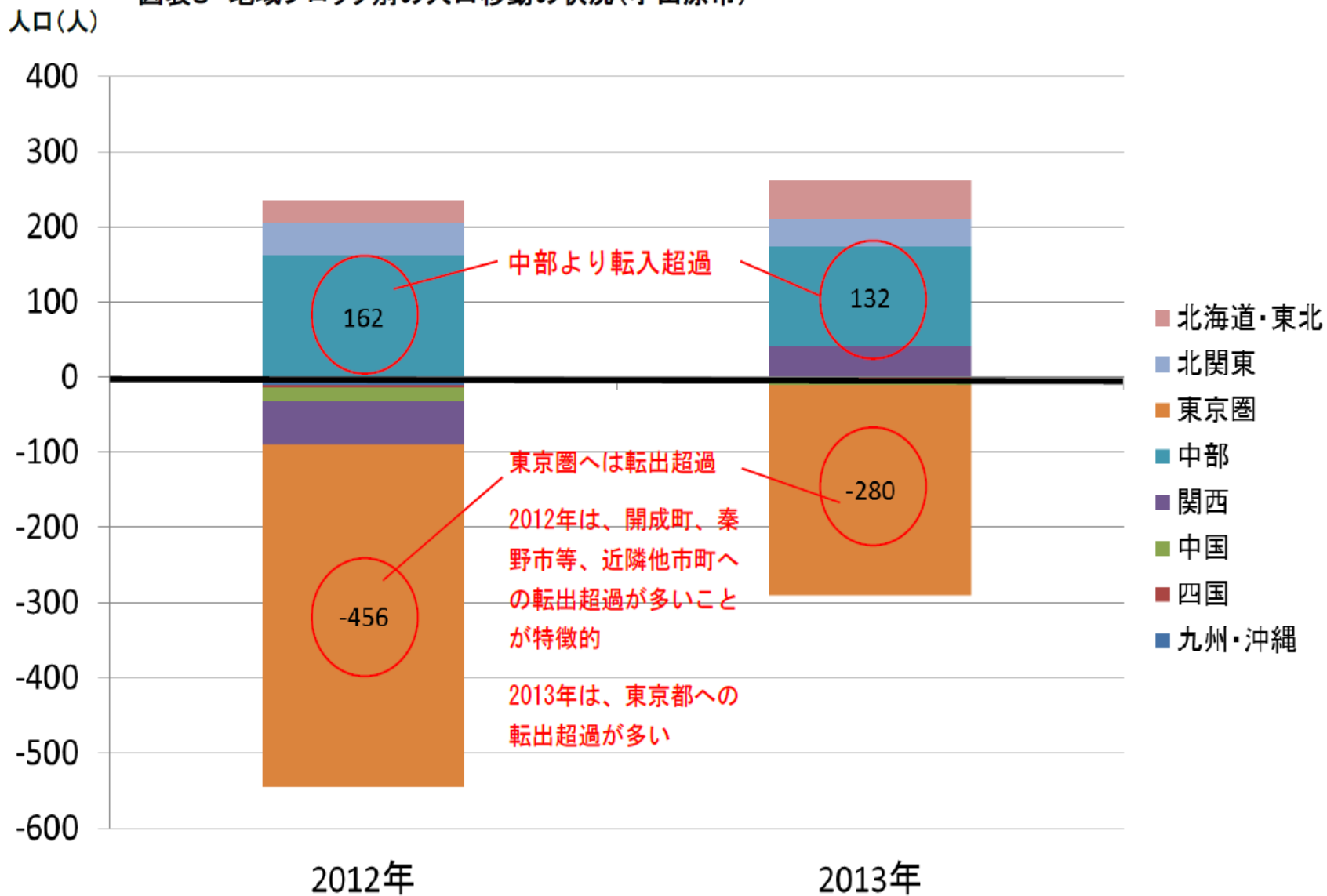


図表4-2 合計特殊出生率の推移(1970~2013年・概ね5年ごと)

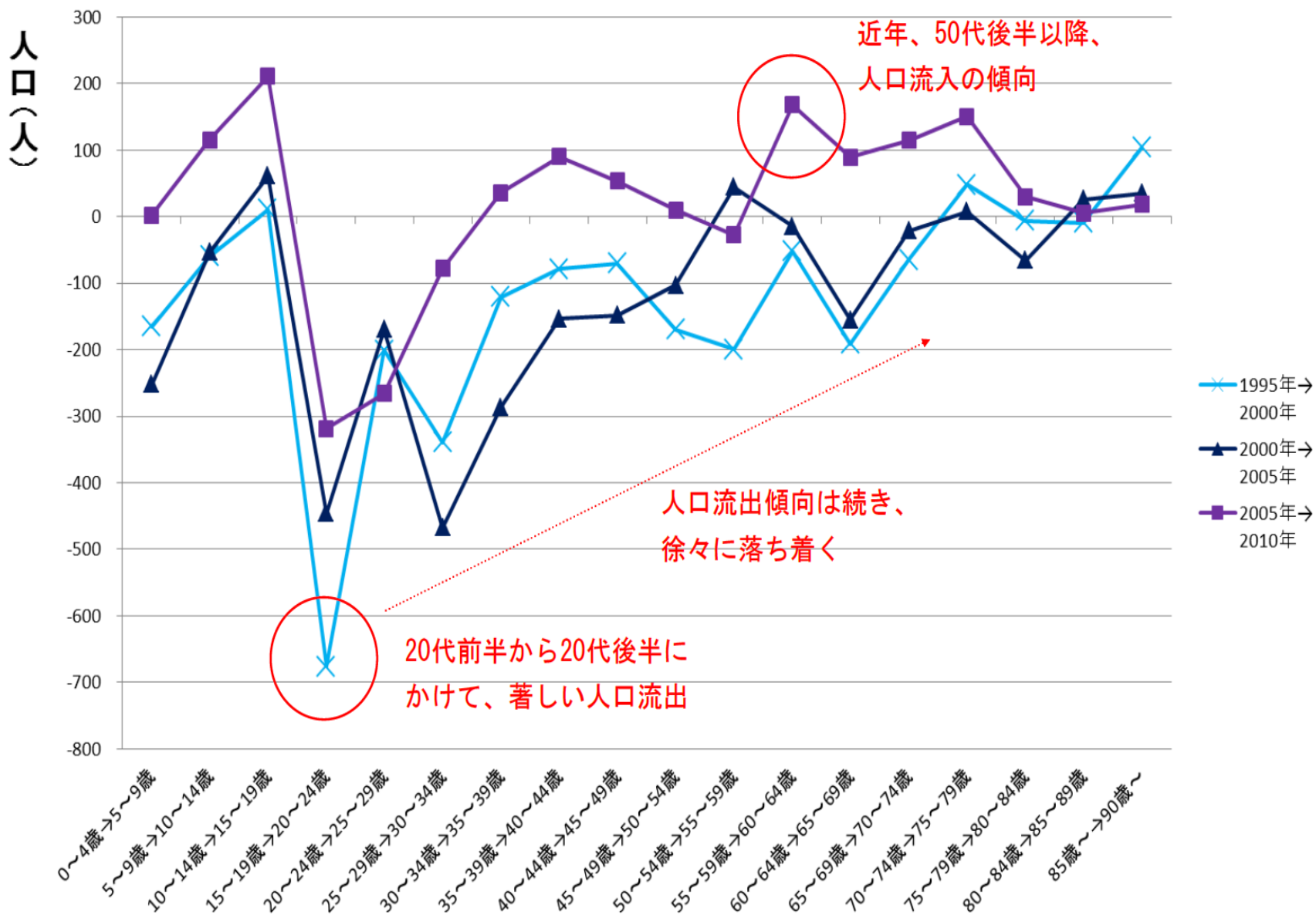


※市の値は、神奈川県衛生統計年報。国県の値は、厚生労働省人口動態調査。

図表8 地域ブロック別の人口移動の状況(小田原市)



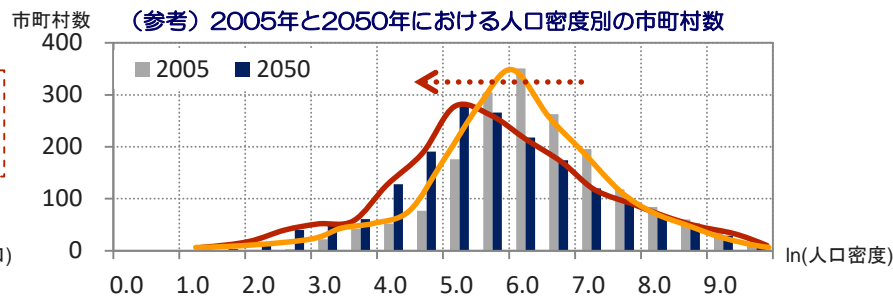
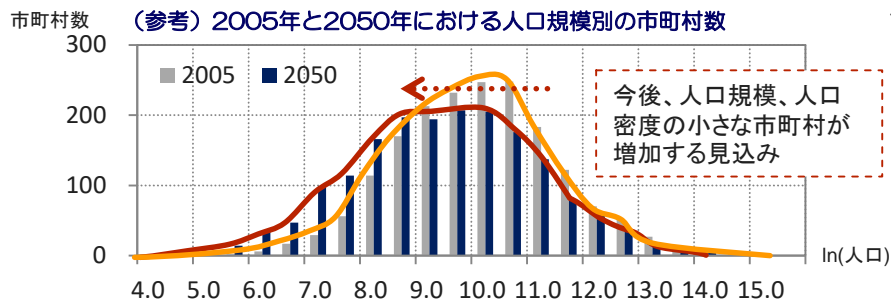
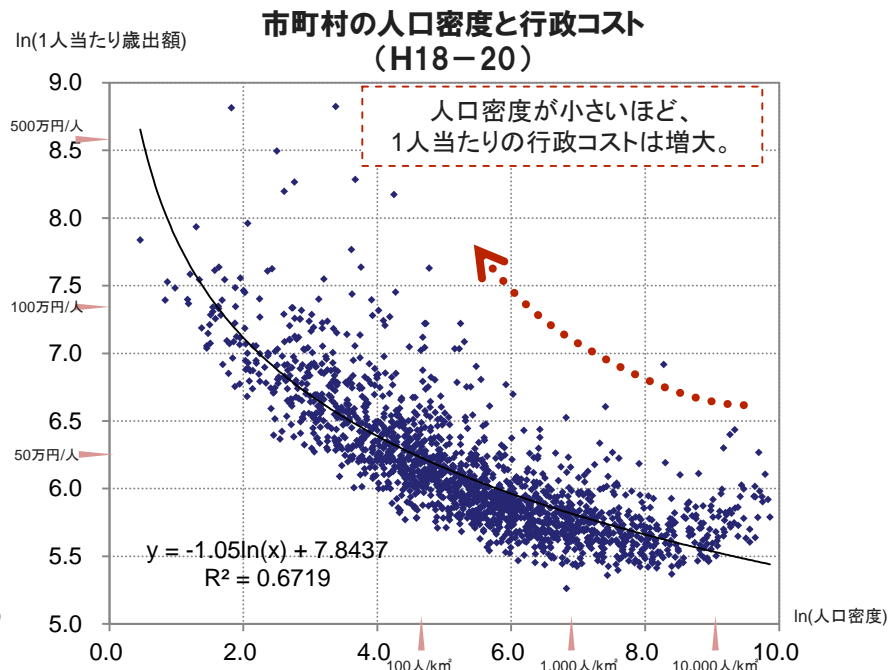
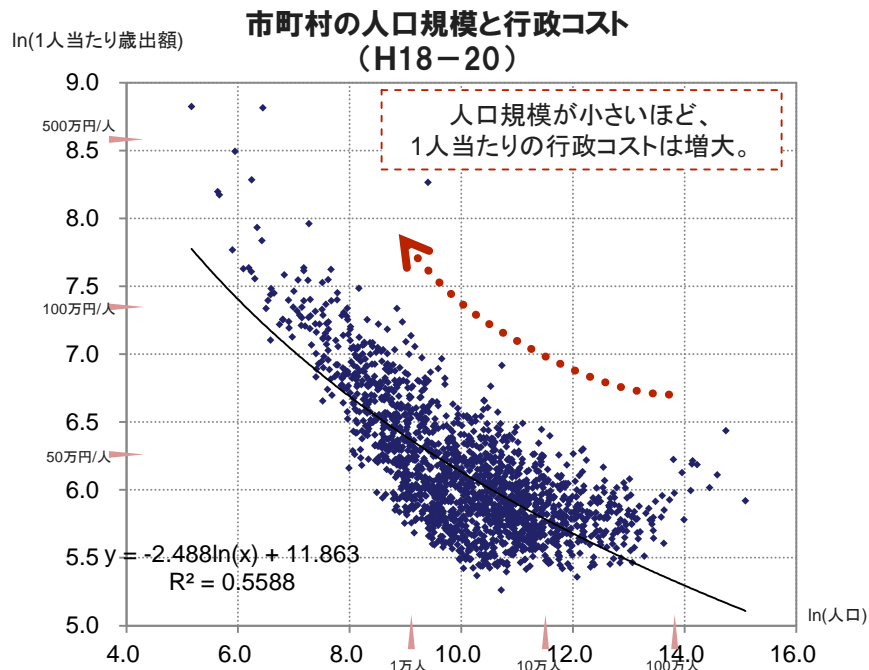
図表9-2 年齢階級別人口移動の推移(小田原市)(1995~2010年)



都市の構造変動と自治経営

人口規模・密度が低下すると行政コストが増加

○人口規模や人口密度の低下は、1人当たりの行政コストを上昇させる。



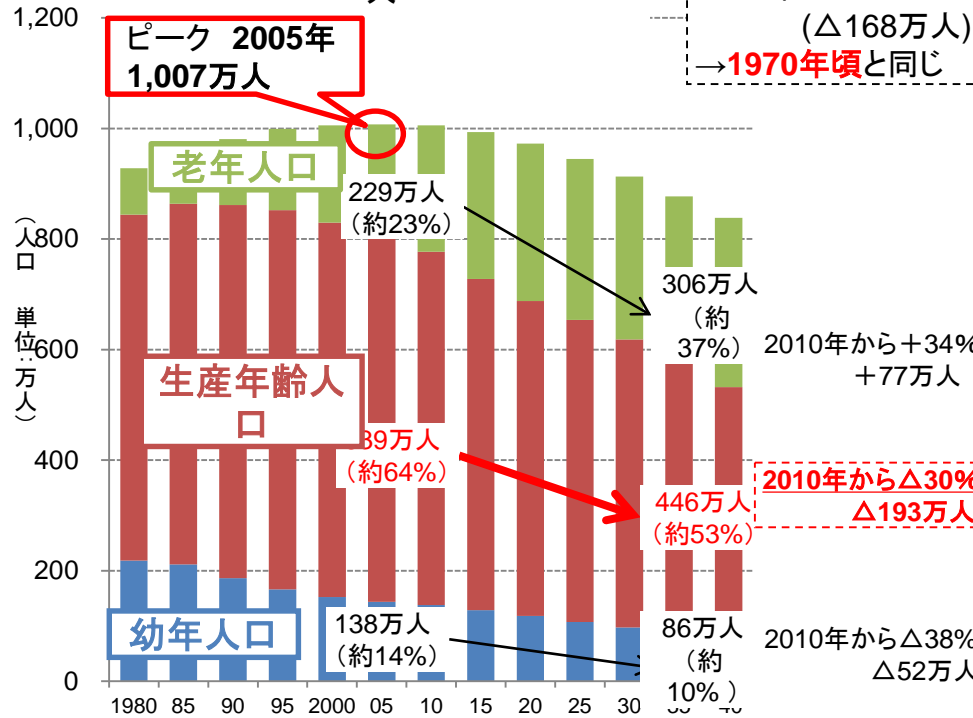
(出典) 行政コストは、総務省「平成18年～20年市町村別決算状況調」をもとに、国土交通省国土計画局作成。平成18～20年の3年の平均値をもとに算出。
 2050年の市町村別人口・人口密度は、国土交通省国土計画局推計値
 2005年、2050年ともに、人口規模別の市町村数は、平成20(2008)年12月1日現在の1,805市区町村を基準に分類

2040年の地方都市～著しい人口減少と拡大した市街地

県庁所在都市 (政令市除く)

2010年
全体人口1,006万人

2040年
全体人口838万人
2010年から△17%
(△168万人)
→1970年頃と同じ



10万人クラス都市

2010年
全体人口2,031万人

2040年
全体人口1,584万人
2010年から△22%
(△447万人)
→1960年で1885万人

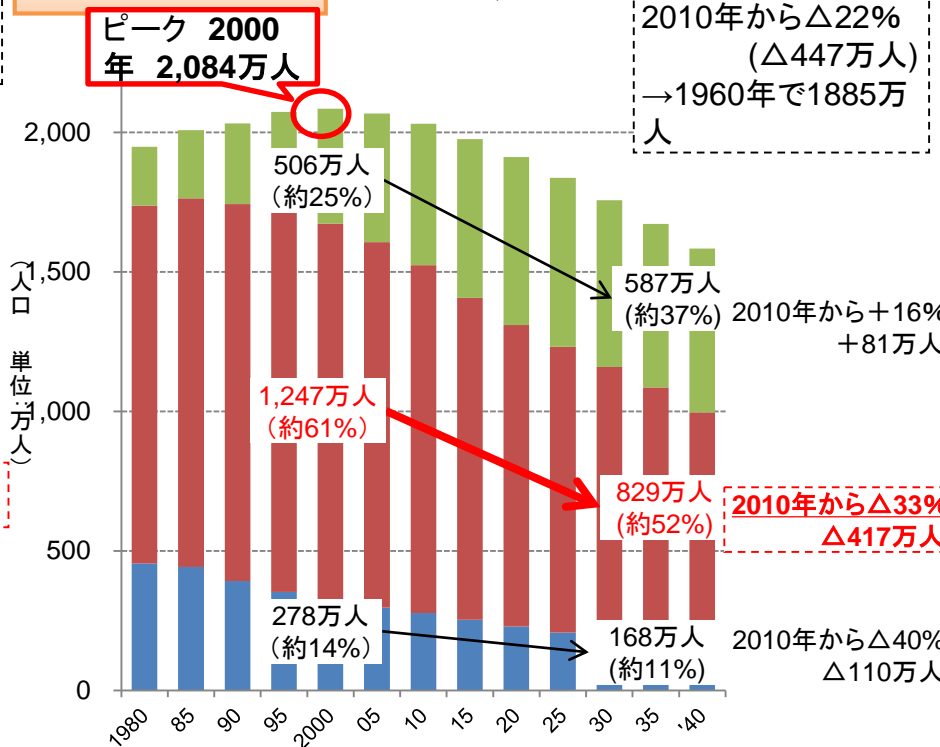


図 県庁所在地の人口の推移(三大都市圏及び政令指定都市を除く)
〈1都市あたりの平均人口〉 (人口 単位: 万人)

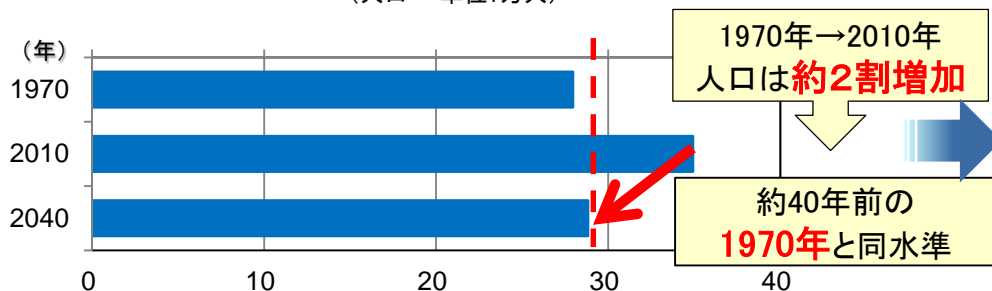
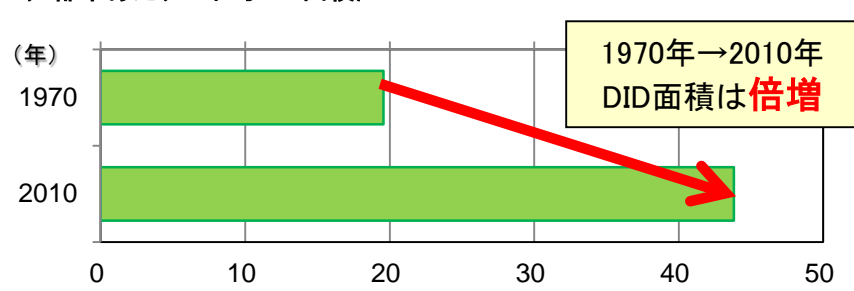


図 県庁所在地のDID面積の推移(三大都市圏及び政令指定都市を除く)
〈1都市あたりの平均DID面積〉 (面積 単位: km²)



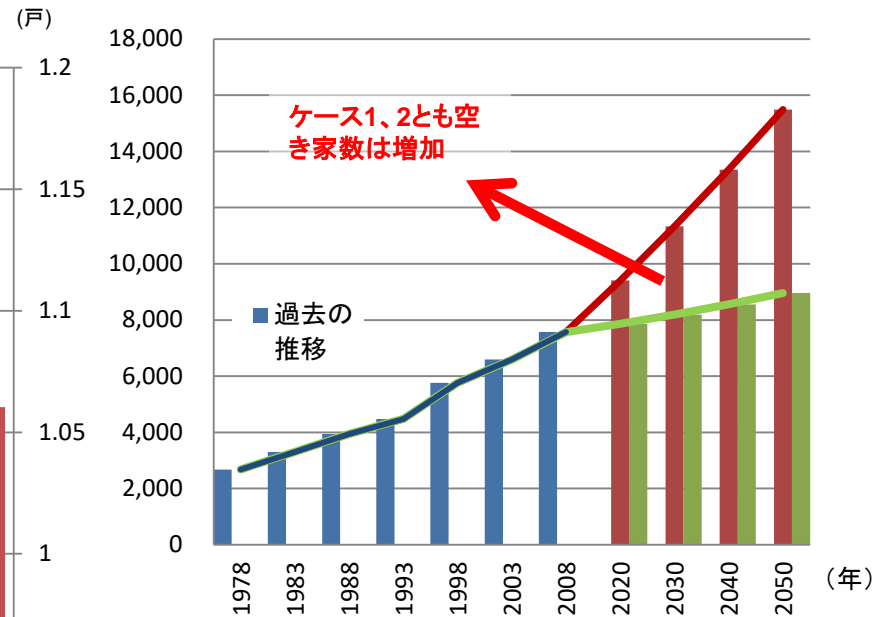
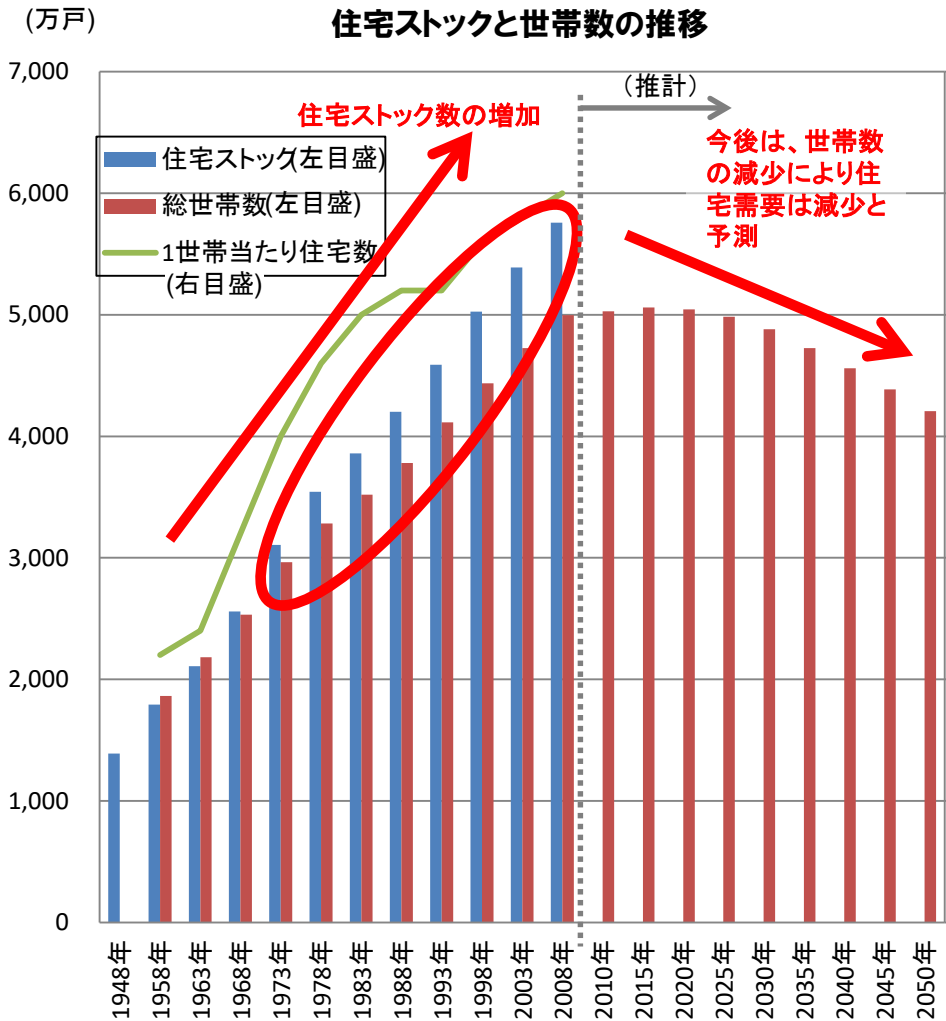
「人口10万人クラス」=三大都市圏、県庁所在都市を除く、人口5万人～15万人の市町村。
「県庁所在都市」=三大都市圏を除く、道県庁を有する市町村。

出典: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

(注)福島県は県全体での推計しか行われていないため、集計の対象外とした。

住宅需要は将来的に減少

○これまでの《住宅ストックと世帯数との関係》をみると、世帯数の伸び以上に住宅ストックが増加し、ストック超過が拡大してきている。また、これに伴い、空き家数も増加し続けている。他方で、今後、世帯数の減少により住宅需要は減少していくと予想される。



(注) 空き家数は、居住世帯なしの住宅数から、一時的に使用されている住宅数と建築中の住宅数を引いたもの

- ・ケース1: 推計年次間における既存住宅数の減失分の2割相当数が空き家となり累積するものと仮定
※減失分には、居住者がいなくなった住宅及び増改築や建て替え等により建築時期が変わった住宅を含む
- ・ケース2: ケース1の仮定に加え、除却及びストックの活用によって5年毎に直前5年間の期首における空き家数の1割に相当する数の空き家の減少が継続的に生じるものと仮定

(出典) 総務省「住宅・土地統計調査」、「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成21年12月推計)」をもとに、国土交通省国土計画局作成

2040年の姿:人口の減少、生業・家業のない孤立した高齢者の増加

○これまで人口流入の受け皿として郊外部の開発が進展するなど、市街地が拡大
 -地方の県庁所在都市では、1970年から2010年までの間に市街地(DID地区)の面積が倍増

○市街地では空き家化・空き店舗化が進展し、低未利用な土地が増加し、建物が歯抜け上に点在
 -地方の県庁所在都市では、約15%が空き家となっており、例えば宮崎市では中心市街地の約13%が平面駐車場等の空き地

○今後、急速に人口が減少する見込み
 -地方の県庁所在都市では、2040年の人口は1970年頃の人口と同程度(現在の約2割減)となる見込み



○拡大した市街地で人口が減少することにより、
 ・一定の人口密度に支えられた各種生活機能が成立しなくなり、都市の生活を支える機能が低下
 ・生活に不便なまちにおいては雇用の確保が困難になり、企業の撤退が進むなど地域経済が衰退
 ・社会保障費やインフラ更新費用の増大、住民税収や固定資産税収の減少により地域活力が衰退

○大量の団塊の世代が退職期を迎えるなど、今後、高齢者の数が大幅に増加する見込み
 -2010年から2040年までに、85歳以上の高齢者が、東京圏では約190万人(約2.4倍)増加する見込み

○高齢者の急増に伴い、入院患者等の急増が見込まれ、病床数が不足する医療需要超過が懸念
 -東京圏や関西圏では、現在、8割以上の病床は入院患者で埋まっている状況

○介護保険施設についても、需要超過が懸念
 -2025年の施設利用者数を推計すると、東京都では、2010年の施設定員の2.5倍程度の人数となる

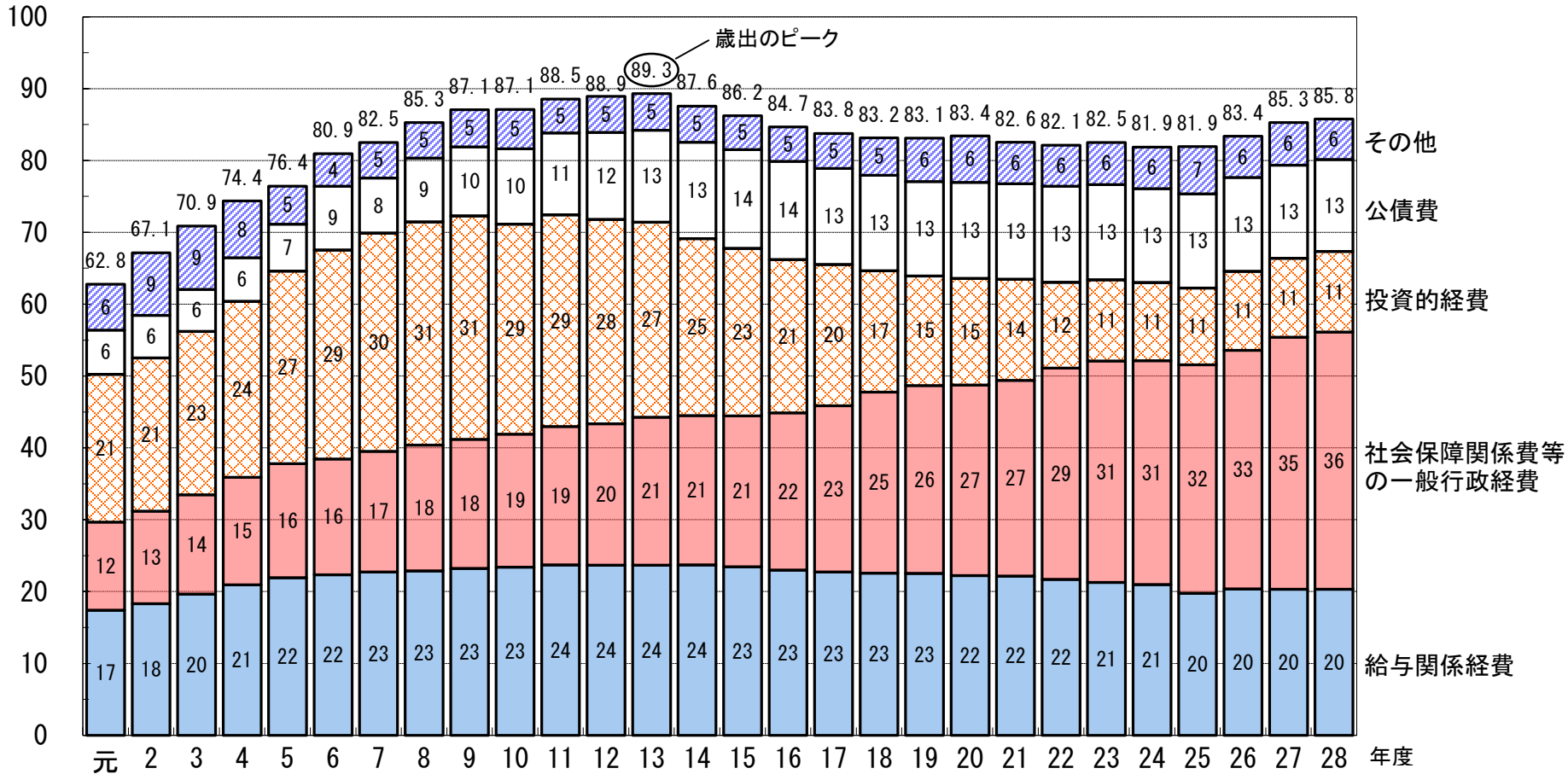
○大都市ほど地域コミュニティが希薄であり、大都市における団塊の世代は、退職後に社縁を失い、生かがいも失ったままで高齢化する孤立化リスクが高い

これからの自治経営

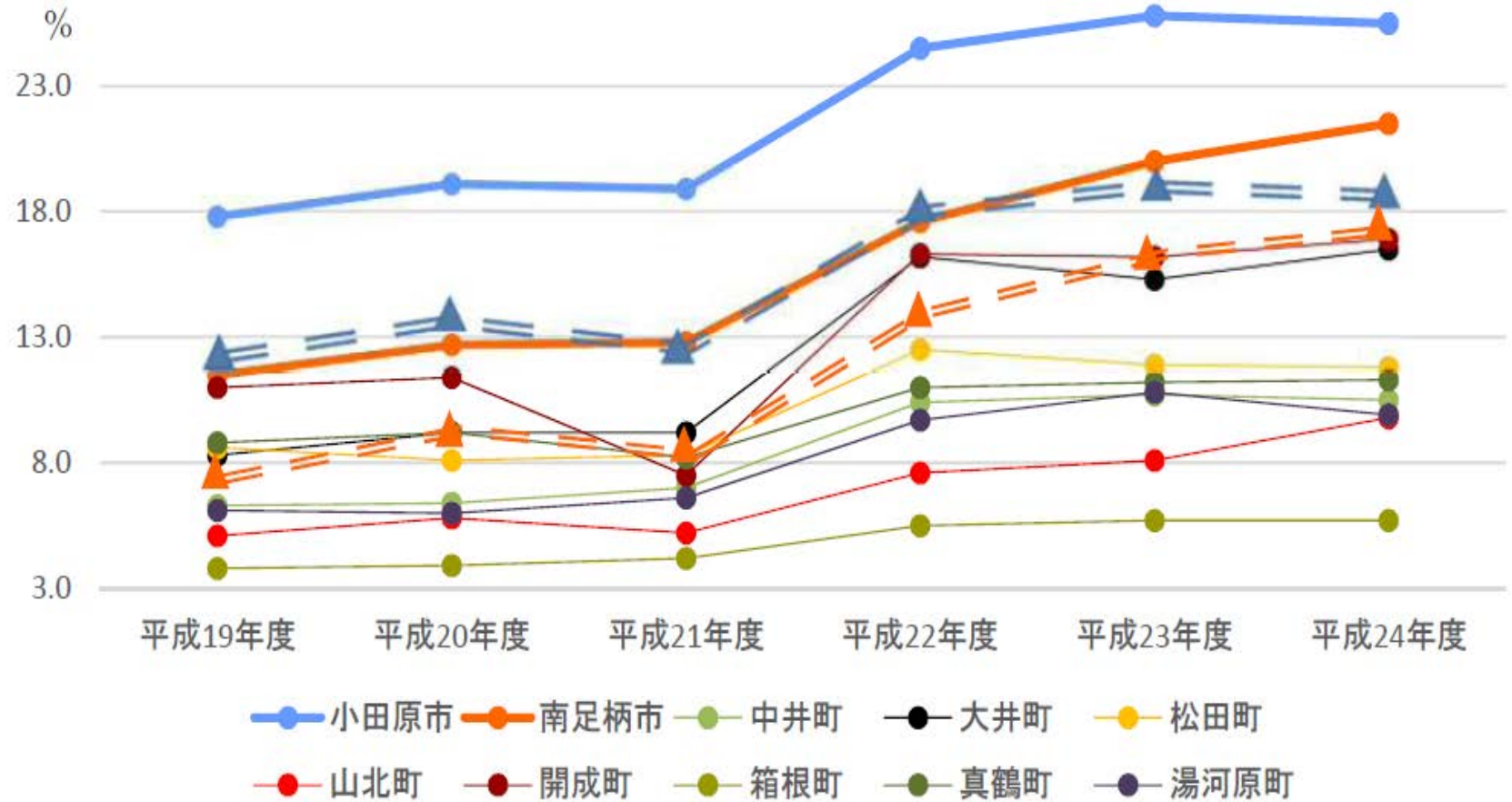
地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。

(兆円)

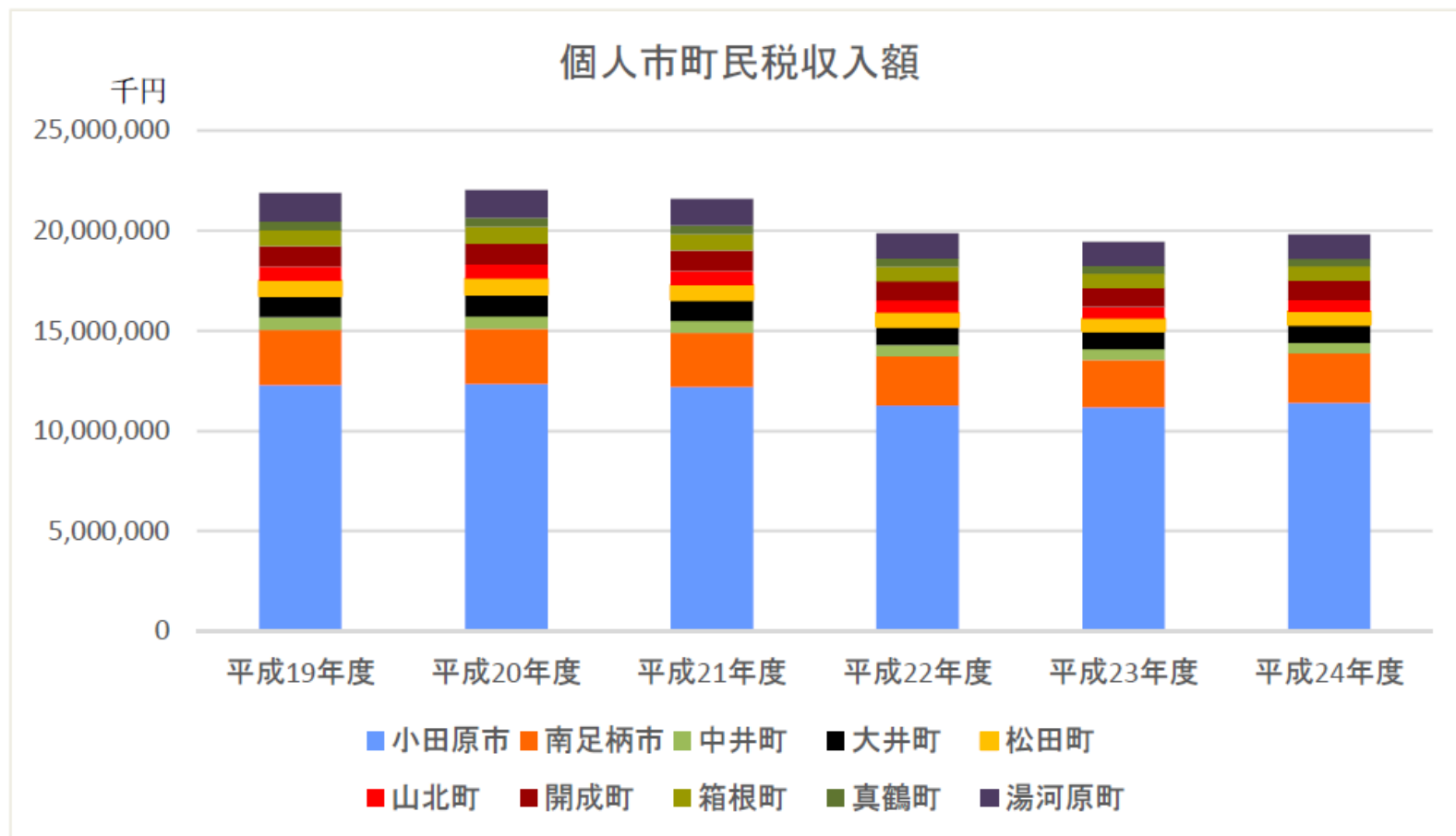


各市町の性質別歳出における扶助費割合



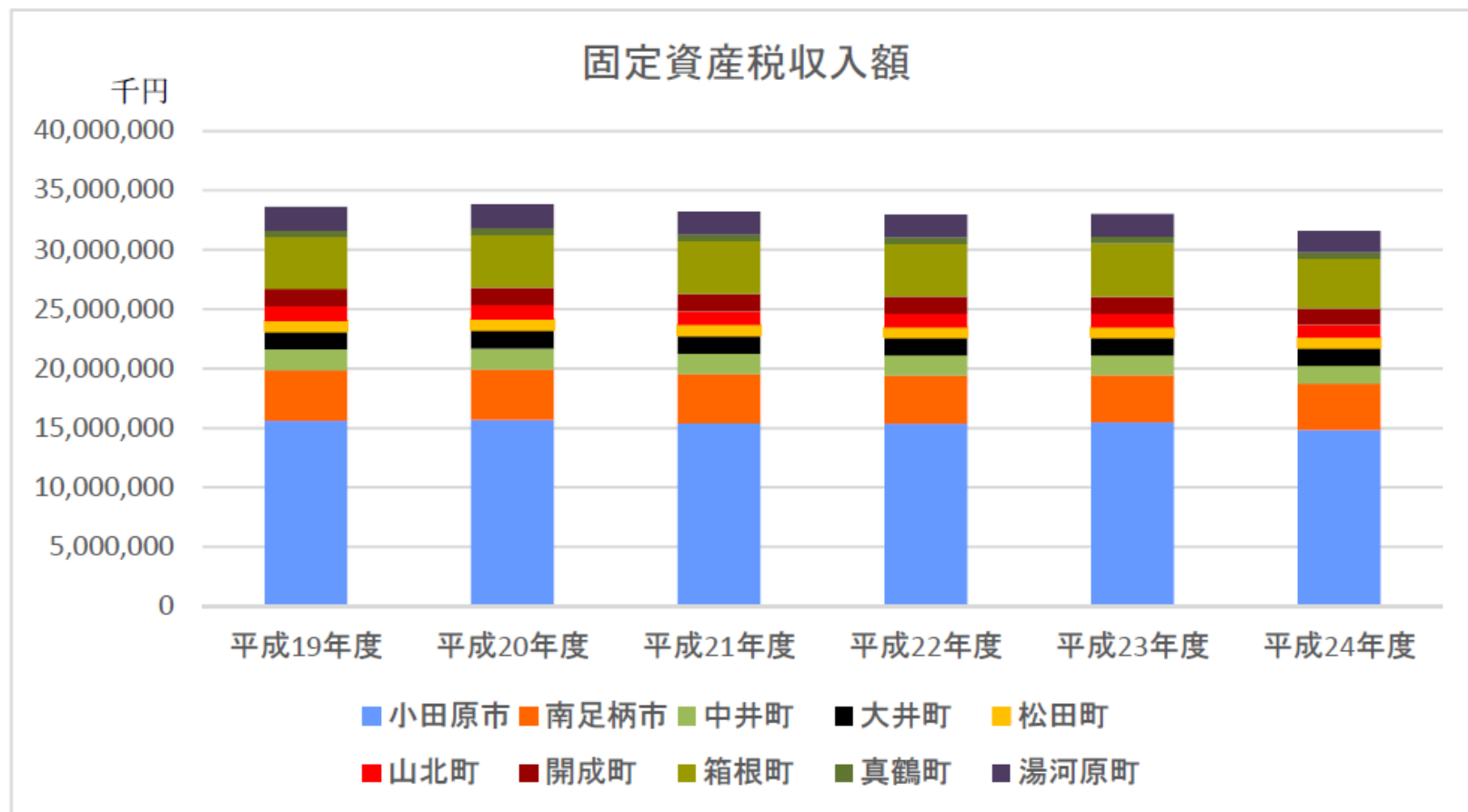
※決算カードを基に作成

2市8町全体の個人市町民税収入額は、減少傾向となっており、平成22年度の落ち込みが大きくなっている。市町別に平成19年度収入額に対する伸び率をみると、平成24年度において、全ての市町においてマイナスとなっている。



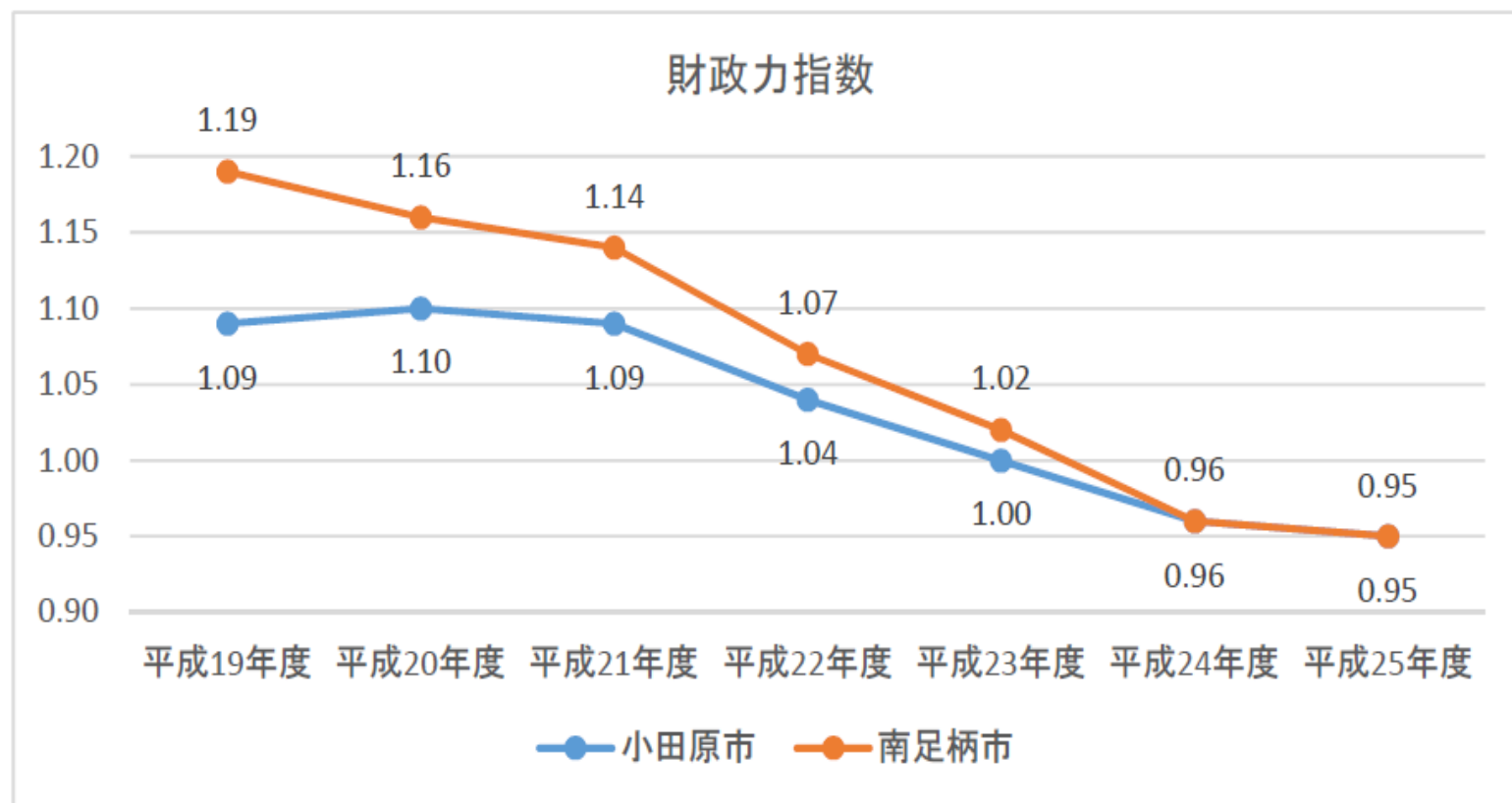
※決算カードを基に作成

2市8町全体の固定資産税収入額は減少傾向となっており、平成24年度の落ち込みが大きくなっている。市町別に平成19年度収入額に対する伸び率をみると、平成24年度において、大井町以外の市町においてマイナスとなっている。



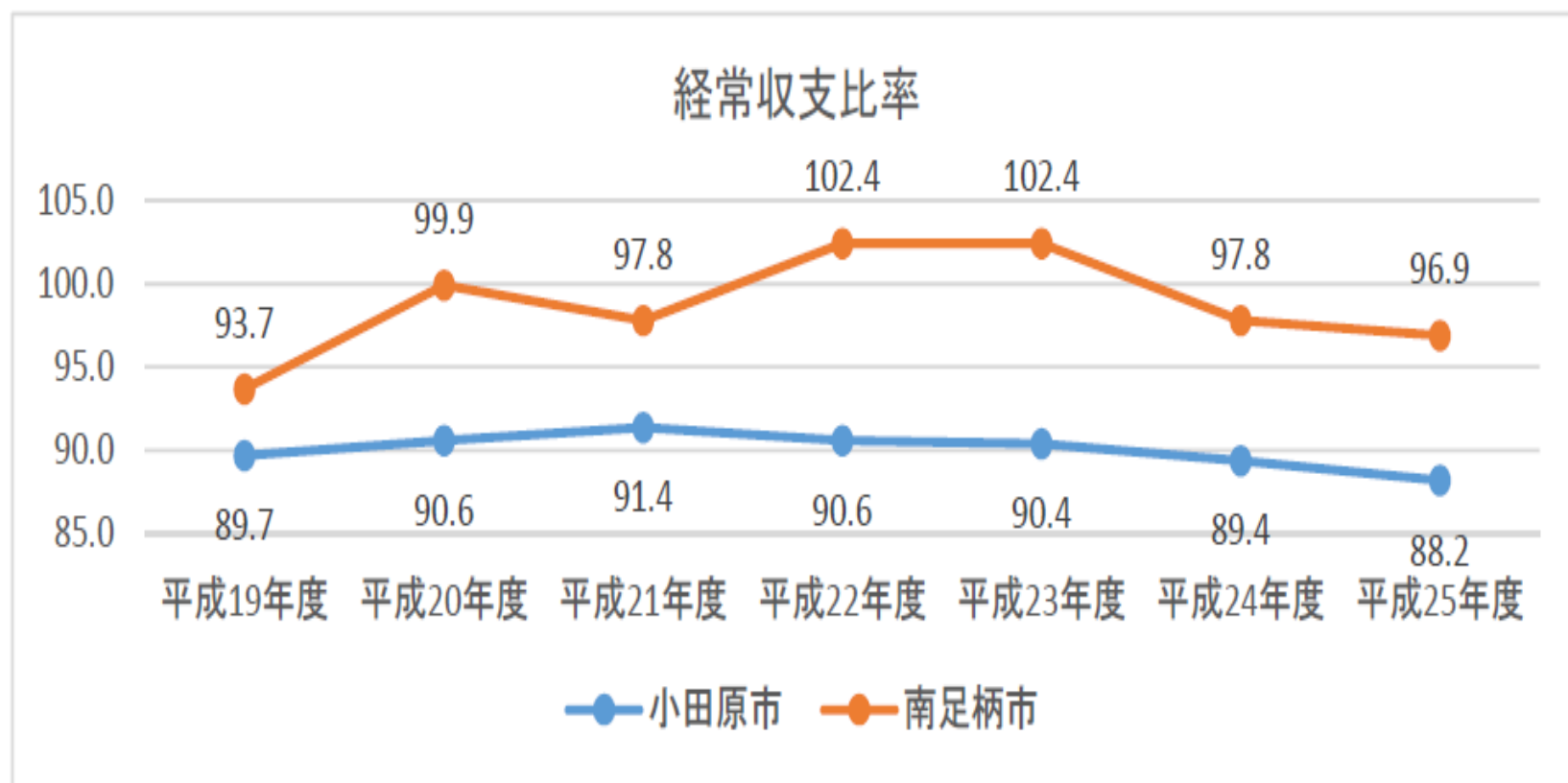
※決算カードを基に作成

次に、平成19年度から平成25年度決算における各種財政指標に基づく2市の財政状況を見ると、「財政力指数」については、両市ともに低下しており平成22年度から交付団体となっている。（※数値は過去3年間の平均値）



※決算カードを基に作成

次に、「経常収支比率」については、小田原市が90%前後となっており、南足柄市は100%前後となっている。



※決算カードを基に作成

小田原市

(単位 百万円)

年 度	28	29	30	31	32	33	34
①自主財源	42,604	42,060	41,523	40,631	39,972	38,454	37,121
前年増減	—	-1.3%	-1.3%	-2.1%	-1.6%	-3.8%	-3.5%
市税	32,882	32,955	32,435	32,555	32,680	32,035	32,127
繰越金	4,069	3,511	3,653	3,261	2,575	1,704	279
その他(財産収入等)	5,653	5,594	5,435	4,815	4,717	4,715	4,715
②依存財源	26,747	27,370	30,323	27,820	26,275	26,908	27,031
前年増減	—	2.3%	10.8%	-8.3%	-5.6%	2.4%	0.5%
国県支出金	15,942	16,202	17,648	17,270	16,596	16,736	16,887
市債	5,018	5,516	6,654	4,528	3,644	3,941	3,899
地方交付税交付金	973	801	1,130	1,094	1,062	1,217	1,189
その他(地方消費税交付金等)	4,814	4,851	4,891	4,928	4,973	5,014	5,056
計	69,351	69,430	71,846	68,451	66,247	65,362	64,152
前年増減	—	0.1%	3.5%	-4.7%	-3.2%	-1.3%	-1.9%

小田原市

(単位 百万円)

年度	28	29	30	31	32	33	34
①義務的経費	32,321	32,510	33,175	33,862	34,643	35,052	35,528
前年増減	-	0.6%	2.0%	2.1%	2.3%	1.2%	1.4%
人件費	9,953	9,729	9,793	9,978	10,290	10,266	10,228
扶助費	17,737	18,249	18,813	19,138	19,366	19,557	19,762
公債費	4,631	4,532	4,569	4,746	4,987	5,229	5,538
②投資的経費	7,594	7,608	9,395	5,652	3,203	3,203	3,203
前年増減	-	0.2%	23.5%	-39.8%	-43.3%	0.0%	0.0%
うち大規模事業	1,921	2,427	5,789	2,332			
③繰出金	8,703	9,392	9,714	9,993	10,301	10,422	10,469
前年増減	-	7.9%	3.4%	2.9%	3.1%	1.2%	0.5%
うち国保	1,914	2,204	2,294	2,398	2,570	2,566	2,400
うち介護	2,182	2,433	2,523	2,602	2,627	2,641	2,743
うち後期高齢	2,066	2,201	2,293	2,389	2,490	2,596	2,707
④その他(物件費等)	17,222	16,267	16,301	16,369	16,396	16,406	16,406
計	65,840	65,777	68,585	65,876	64,543	65,083	65,606
前年増減	-	-0.1%	4.3%	-3.9%	-2.0%	0.8%	0.8%

小田原市

(単位 百万円)

年度	28	29	30	31	32	33	34
歳入	69,351	69,430	71,846	68,451	66,247	65,362	64,152
前年度増減		0.1%	3.5%	-4.7%	-3.2%	-1.3%	-1.9%
歳出	65,840	65,777	68,585	65,876	64,543	65,083	65,606
前年度増減		-0.1%	4.3%	-3.9%	-2.0%	0.8%	0.8%
歳入歳出差引額	3,511	3,653	3,261	2,575	1,704	279	-1,454

2 今後5年間の財政収支(平成27年度から平成31年度まで) ※ローリング後

【歳入】

(単位:百万円)

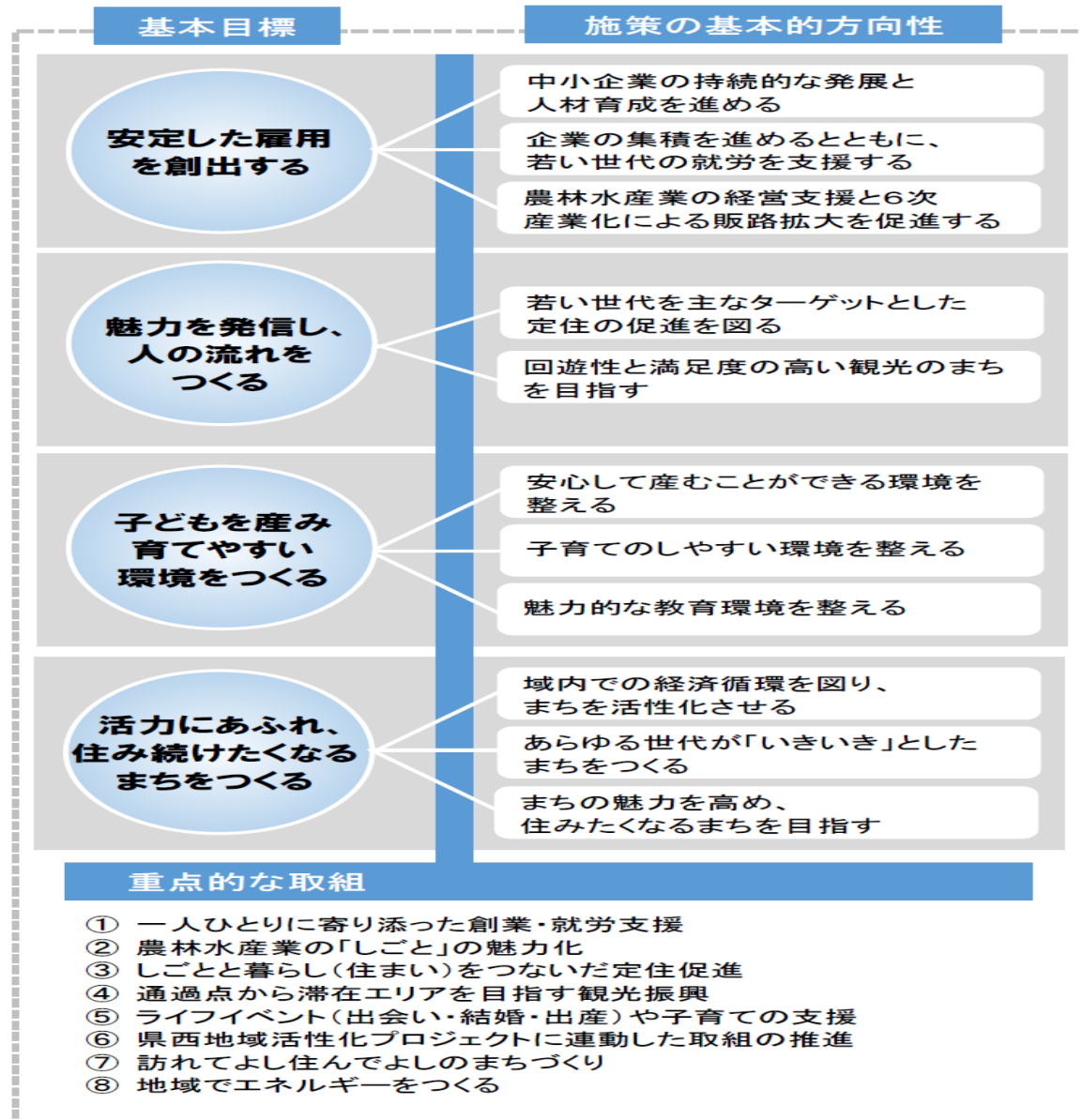
科目	H27	H28	H29	H30	H31
市税	7,077	6,902	6,895	6,664	6,600
地方譲与税・各種交付金・ 地方交付税	1,313	1,463	1,487	1,672	1,720
分担金及び負担金 使用料及び手数料	390	387	387	387	387
国庫支出金・県支出金	2,940	2,923	2,791	2,810	2,829
財産収入・寄附金・諸収入	431	352	332	332	352
繰入金・繰越金	499	268	65	65	15
市債	1,370	860	1,000	1,000	1,000
合計	14,020	13,155	12,957	12,930	12,903

【歳出】

科目	H27	H28	H29	H30	H31
人件費	2,870	2,737	2,809	2,705	2,747
扶助費	3,015	3,100	3,127	3,156	3,185
公債費	1,532	1,518	1,545	1,538	1,499
投資的経費	1,078	361	500	500	500
物件費	2,532	2,298	2,344	2,350	2,359
補助費等	1,272	1,400	1,214	1,220	1,235
繰出金	1,513	1,552	1,568	1,583	1,599
その他	208	189	195	197	200
合計	14,020	13,155	13,302	13,249	13,324

歳入歳出差引	0	0	▲ 345	▲ 319	▲ 421
--------	---	---	-------	-------	-------

人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決



○「行財政基盤強化策としての合併」の検討

【協議の趣旨】

- ・合併は抜本的な行政改革の手段となり得るかどうか

人口減少・少子高齢社会にあって、いずれの行政分野においても現状のサービス水準を維持していくことが極めて困難であることを認識した上で、2市が「究極の行政改革」と言われる合併をした場合を想定して、財政効果の確保を念頭に全ての事務事業の執行方法等を協議する。

○「権能強化策としての大都市制度の活用」の検討

【協議の趣旨】

- ・大都市制度の活用（中核市への移行）は、両市の行政サービスの高度化と住民福祉の向上に寄与するかどうか

基礎自治体を取り巻く諸環境の変化に対し地域課題を自律的に解決するためには、広範な分野に亘る自己決定権を有する総合行政体となることが必須であるとの理解のもと合併後の市が中核市に移行した場合の事務事業の執行方針、財政負担、市民生活への影響等を協議する。

○「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」の検討

【協議の趣旨】

- ・県西地域における互恵的かつ効率的な自治体間連携はどうあるべきか

行政の区域を越えた共通課題への対応には広域連携が有効であるとの認識のもと、今後、一層の厳しさを増す県西地域自治体の実情及び将来見通しに対し、合併や中核市への移行等により強化された中心市と周辺自治体の相互にメリットがあり持続性の担保を可能にする新たな広域連携体制のあり方について協議する。

市町村合併

市町村合併による市町村数の変遷

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,718市町村にまで減少。

明治の大合併

○ 小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。

昭和の大合併

○ 中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。

平成の大合併

○ 地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。

年 月	市	町	村	計
明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
22年(2010年)3月	786	757	184	1,727
26年(2014年)4月	790	745	183	1,718

※平成26年4月5日時点。

市町村合併の進展状況

平成11年3月31日
3232

▲1505

平成22年3月31日
1727

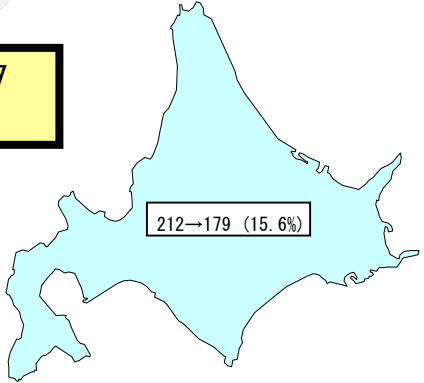
▲9

平成26年4月5日
1718

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H26.4.5
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,718
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,332
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	215.4	216.7

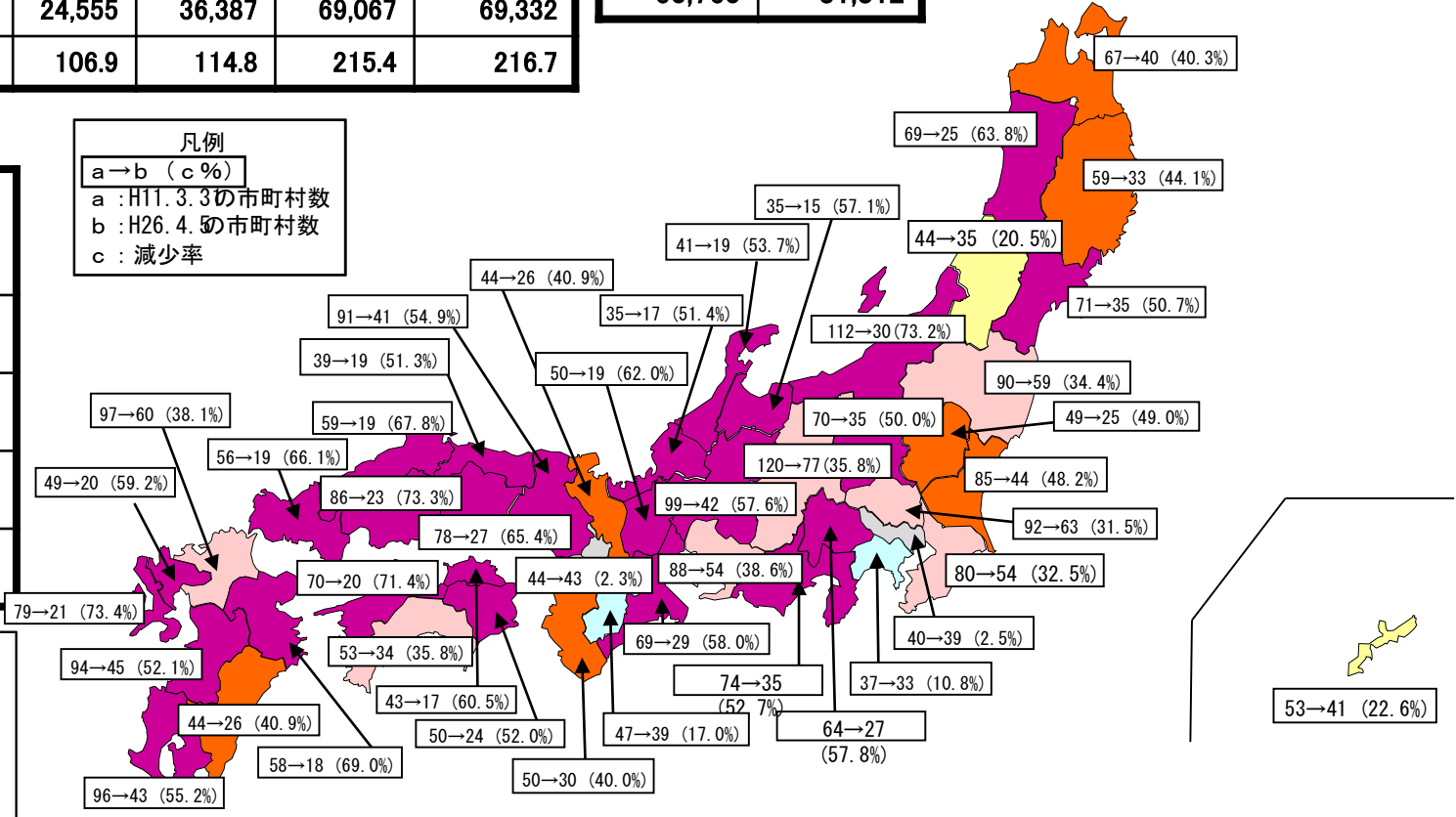
(参考)議員数の変遷(人)

H10.12.31	H24.12.31
1	
60,760	31,312



	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	7 (16)	9
計	649 (2,163)	1,514

凡例
a→b (c%)
a: H11.3.31の市町村数
b: H26.4.5の市町村数
c: 減少率



市町村数の減少率 H11.3.31→H26.4.5)

50%以上	26県
40%以上50%未満	7府県
30%以上40%未満	7県
20%以上30%未満	2県
10%以上20%未満	3道県
10%未満	2都府
0%	0

※ 現行合併特例法による合併68件を含む。

「平成の合併」の主な経緯

「平成の合併」推進期間				
	旧法	改正前新法	改正後新法(現行法)	
	市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号) (平成7年度～)	市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号) (平成11年度～平成16年度)	市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号) (平成17年度～平成21年度)	市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号) (平成22年度～) ※平成32年3月31日までの時限法
規目的	「自主的な市町村の合併を推進」		「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化」	「自主的な市町村の合併の円滑化」
国・都道府県の関与	市町村に対する、必要な助言、情報の提供等	都道府県及び市町村に対する、必要な助言、情報の提供等 合併協議会の設置勧告 内閣に市町村合併支援本部を設置し、市町村合併支援プランを策定	総務大臣が市町村合併推進のための基本指針を策定 都道府県は基本指針に基づき、市町村合併推進に関する構想を作成	合併推進に向けた国、都道府県による関与を廃止 都道府県及び市町村の求めに応じた助言・情報提供等
主な改正内容	・合併協議会設置に係る住民発議制度の創設 ・議員の定数・在任特例の拡充 等	・住民発議制度の拡充 ・市となるべき要件の緩和 ・地方交付税の額の算定の特例(合併算定替の期間の延長) ・地域審議会の設置 ・地方債の特例(合併特例債) 等	・合併特例区、地域自治区制度の創設 ・市町村合併推進のための方策(都道府県による市町村合併の推進に関する構想の作成、知事による合併協議会に関する勧告、斡旋) ・合併特例法の経過措置追加 等	・目的を「合併の推進」から「合併の円滑化」に ・市町村合併推進のための方策を削除 ・合併の障害除去のための措置は存置

市町村合併に係る主な財政措置の推移

「平成の合併」推進期間

	旧合併特例法 (H7年度～H10年度)	旧合併特例法 (H11年度～H17年度)	改正前合併特例法 (H17年度～H21年度)	現行合併特例法 (H22年度～H31年度)
合併算定替(普交)	合併後一定期間は普通交付税を旧市町村単位で算定の上で合算 合併後5年 (その後5年は段階的に縮減)	合併後10年 (その後5年は段階的に縮減)	合併後5～9年 (期間は合併年度による) (その後5年は段階的に縮減)	市町村の自主的な合併を円滑化する措置であるため存置 合併後5年 (その後5年は段階的に縮減)
合併補正(普交)	合併後に生じる臨時的経費を交付税で措置するために基準財政需要額を増加	金額は人口や関係団体数に比例 (標準団体で6億、上限30億)	同左	合併補正は廃止 合併後に必要となる最小限の経費は特別交付税で措置(ソフト事業に限る)
地方債	地域総合整備事業債(合併まちづくり分) 合併市町村における一体的かつ効率的なまちづくりを支援 充当率 90% 交付税算入率 70%	合併特例債(※1) 《合併後10年間措置》 手厚い財政措置により幅広くまちづくりを支援 充当率 95% 交付税算入率 70%	合併推進債(※2) 《合併後10年間措置》 財政上の優遇措置を縮減し合併に伴い必要となる事業に重点化 充当率 90% 交付税算入率 40%	廃止 〔合併に特化した事業費補正は廃止〕 ・H22は、電算システム統合等、合併時の障害となるものについて地域活性化事業債(充当率90%、交付税算入率30%)で措置。H23以降は、一般単独事業債(一般)(充当率75%、交付税措置なし)に移行
補助金		市町村合併体制整備費補助金 ・旧市町村人口に応じて、旧市町村当たり6千万円～3億円を合算した額を補助		

(※1) 「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」(平成23年法律第102号。以下「合併特例債延長法」という。)により、平成23年度に合併特例債を起こすことができる合併市町村のうち、特定被災地方公共団体又は特定被災区域をその区域とする市町村については合併後20年度まで、それ以外の市町村については合併後15年度まで、合併特例債の発行が可能。

(※2) 合併特例債延長法を踏まえ、特定被災地方公共団体又は特定被災区域をその区域とする市町村については合併後20年度まで、それ以外の市町村については合併後15年度まで、合併推進債の発行が可能。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第10号)の概要

《背景》

- 平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232(平成11年3月31日現在)から1,727(平成22年3月31日)まで減少。
- 平成11年以来の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、現行合併特例法期限である平成22年3月31日までで一区切り。
- その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。

《改正のポイント》



- ① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ② 自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正の上、10年間延長

《改正概要》

- ① 推進のための措置 ⇒ 廃止
 - 目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正
 - 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
 - ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
 - ・ 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
 - 三万市特例(合併する場合には、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例)の廃止
- ② 円滑化のための措置 ⇒ 存置
 - 議会の議員の定数又は在任に関する特例
 - 地方税に関する特例
 - 合併算定替
 - 住民発議・住民投票
 - 合併特例区

《施行期日》

平成22年4月1日

《主な特例の内容》

○ 議会の議員の定数又は在任に関する特例(第8条・第9条)

<定数特例>

編入合併:人口割合で増加させることができる(合併時及び最初の一般選挙時)

新設合併:地方自治法の上限の2倍まで増加させることができる。

(→地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により議員定数の法定上限は撤廃され、新設合併の「定数特例」も削除された。)

<在任特例>

合併後の一定期間に限り、旧市町村の議員が新市町村の議員であることができる。(新設合併の場合、最長2年のみ)

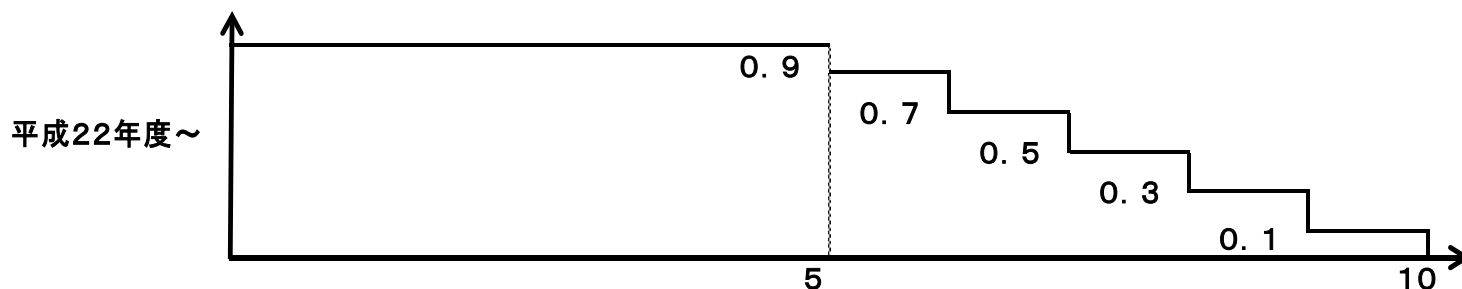
○ 地方税に関する特例(第16条)

合併の伴う住民の税負担の急激な増加を緩和するため、合併後5年間に限り、

- ① 不均一課税・課税免除ができることとする。
- ② 合併により人口30万以上となった場合であっても、引き続き事業所税を非課税とする。
- ③ 合併により三大都市圏の市となった場合、農地を宅地並課税の対象としない。

○ 合併算定替(第17条第2項)

合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定。(合算額を措置)



○ 住民発議・住民投票(第4条・第5条)

- ・ 有権者の50分の1以上が市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができ、また、
- ・ 当該請求が議会において否決され、かつ、市町村長が住民投票の請求をしなかった場合には、有権者の6分の1以上が合併協議会の設置について住民投票の請求をすることができ、有効投票総数の過半数の賛成があった場合には、合併協議会を設置。

○ 合併特例区(第22条～第57条)

- ・ 地域住民の声を行政運営に反映するために、合併前の旧団体の区域に合併特例区(※)を設置することができる。

※ 旧市町村区域の事務を処理、法人格を有する、区長は必置、設置期間は5年以内、公の施設の設置管理可能、予算編成権あり

「行財政基盤強化策としての合併」に係る検討方針

1. 部会・分科会における事務事業調整の方針

(1) 基本的な方針

今回の合併に関する検討は、行財政基盤の強化を主たる目的としており、事務事業の調整にあたっては、2市のこれまでのまちづくりや地域特性、歴史、経緯を尊重しつつ、合併した場合のスケールメリットや行財政改革の効果により、財政効果が確保できるよう次の基本原則に基づき調整を行う。

(2) 基本原則

①健全な財政運営・行政改革の推進

新市において、健全で効率的な行政運営が可能となるよう、現在及び今後の社会情勢の動向等も踏まえ、行財政改革の観点から事務事業の妥当性・必要性について十分に検討を行い、調整に努める。

[具体的な調整方針]

◇両市で類似する事業は出来る限り整理・統合すること。

◇両市の事務事業の統合にあたっては、現状の2市の決算額の合計の範囲内で実施できるよう調整に努めること。

◇抜本的な事務事業の見直しを行い、必要性に乏しい事務事業については、廃止・縮小すること。

②適正規模準拠

新市の人口、面積等の規模に見合った適正な事務事業を進める必要があることから、県内の施行時特例市（平塚、茅ヶ崎、厚木、大和）などの規模的に類似した団体の状況を調査し、適正な規模の事務事業となるよう調整に努める。

③一体性の確保

市民生活に混乱や支障をきたすことのないように、速やかに一体性を確保できるよう調整に努める。なお、合併時の統合・再編を原則とするが、これまでの経緯や財政的観点等から速やかな事務事業の統合が困難な場合は、統合する期限を明確にする。

④負担の公平

使用料・手数料や地方税など市民が直接負担するものについては、市民に不公平感を与えないよう十分配慮し、行政サービス格差を生じないように調整に努める。なお、一方の市の市民にとって、急激な負担増となる場合は、段階的な統合も考慮に入れる。

⑤市民サービスの向上

市民サービスの水準に差異があるものについては、サービス水準や内容等を十分に検討し、より効率的な方法で市民サービスの向上が図られるよう調整に努める。

⑥地域特性の尊重

2市の地域性を踏まえ実施されてきた固有の事務事業については、地域の歴史、文化等に配慮するとともに、地域の魅力を活かしたまちづくりの実現に向け、他の原則との整合性に留意しつつ、可能な限り尊重に努める。

中核市移行とまちづくり

● 道府県、指定都市、中核市、特例市の事務の概要

区分	保健衛生	福祉	まちづくり	環境	教育	治安・安全防災
道府県	<ul style="list-style-type: none"> ◇麻薬取扱者(一部)の免許 ◇精神科病院の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇保育士、介護支援専門員の登録 ◇身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇都市計画区域の指定 ◇市街地再開発事業の認可 ◇1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◇第1種フロン類回収業者の登録 ◇公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> ◇小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 ◇私立学校、市町村立高等学校の設置認可 	<ul style="list-style-type: none"> ◇警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ◇動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇区域区分に関する都市計画決定 ◇指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ◇県費負担教職員の任免、給与の決定 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ◇保健所の設置 ◇飲食店営業等の許可 ◇旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> ◇保育所、養護老人ホームの設置の認可、監督 ◇介護サービス事業者の指定 ◇身体障がい者手帳の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ◇屋外広告物条例による設置制限 ◇サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ◇一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ◇県費負担教職員の研修 	
特例市			<ul style="list-style-type: none"> ◇市街化区域・市街化調整区域内の開発行為の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ◇一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ◇汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ◇保健センターの設置 ◇定期の予防接種の実施 ◇埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ◇保育所の設置、運営 ◇生活保護 ◇養護老人ホームの設置、運営 ◇介護保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> ◇上・下水道の整備、管理、運営 ◇都市計画決定 ◇市町村道の建設・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◇一般廃棄物の収集、処理 ◇騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇小中学校の設置・管理 ◇県費負担教職員のサービスの監督 	<ul style="list-style-type: none"> ◇消防、救急活動 ◇災害の予防、計画、防除等 ◇戸籍、住民基本台帳

● 地方自治法の一部改正

〔平成25年6月：第30次地方制度調査会答申とりまとめ
→平成26年6月改正、27年4月1日施行〕

① 特例市の廃止

② 中核市の人口要件の緩和

「30万人以上」から「20万人以上」に

< 特例措置 >

特例市であった市は、平成32年3月末まで
(法施行後5年間)であれば、人口が20万人を
下回っていても、中核市になることができる。

中核市の主な事務

次の事務が行えるようになります。

保健衛生

- 保健所の設置
- 感染症の予防 及び まん延防止対策
- 特定疾患(難病)対策
- 精神保健に関する相談
- 食品衛生監視指導
- 飲食店、旅館業、公衆浴場等の営業許可、監視指導 など

福祉

- 母子・父子家庭や寡婦に対する福祉資金の貸付け
- 障害者手帳の交付
- 認可外保育施設支援
- 養護老人ホームの設置認可・監督 など

環境

- 産業廃棄物処理業の許可、規制・指導
- ばい煙発生施設の設置の届出受理 など

都市計画

- 屋外広告物の許可等、屋外広告業の登録
- サービス付高齢者向け住宅事業の登録 など

教育

- 初任者 及び 経験年数等に応じた教職員研修
- 重要文化財の管理状況等保全のための調査 など

中核市としてさらなる飛躍へ

① 充実した市民サービスで魅力と活力あるまち

**ワンストップで迅速なサービスを
提供します**

保健・医療・環境衛生など市民に身近な事務を市が一体的に行うことで、ワンストップで対応ができるほか、きめ細かく迅速なサービス提供が可能になります。

**地域のニーズに即したサービスを
さらに充実します**

中核市になることで広がる権限を活かし、地域の実情や市民ニーズをさらに市政に反映させていきます。

**市のイメージアップにより
まちの活性化を図ります**

本市の交流人口の拡大、インフラの整備・促進が図られるとともに、企業誘致の促進など、産業のさらなる発展を目指します。

② 健康づくりと子育てを応援するまち

中核市への移行により、小田原市が保健所を設置します

総合的で質の高い保健衛生サービスを
提供します

保健所業務と保健センター業務を
一体的に行うことで、総合的で質の
高い地域
保健サー
ビスを充
実します。



健康づくりと子育て支援の総合拠点
を整備します

保健所・保健センター・子育て支援
機能を集め、健康づくりや子
育ての総
合的な相
談に対応
します。



地域圏構想の推進

中心市としてのこれまでの取組と課題

小田原市と南足柄市は、これまで2市8町あるいは1市5町が抱える広域的な行政課題の解決に向けた取組において、その中心的な役割を担ってきた。

【主な取組】

形態	小田原市	南足柄市
協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ○県西地域広域市町村圏協議会 (職員共同研修、スポーツ施設及び図書館の相互利用、災害時応援協定ほか) ○あしがら広域圏ネットワーク (スポーツ振興、観光振興) ○西さがみ連邦共和国 (フィルムコミッション設置、城下町おだわらツアーマーケットの実施など) ○県西地域合併検討会 ○神奈川県西部広域行政協議会 (職員共同研修、環境、防災、広報、都市交通分野における連携) ○小田原市消費生活センター (消費生活相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ○足柄上地区広域行政協議会 (道路、交通、観光等の有機的整備計画や上下水道、し尿やごみ処理、公園等施設の共同化計画の策定及び実施の促進など) ○南足柄市消費生活センター (消費生活相談)
機関の共同設置	○小田原市箱根町真鶴町湯河原町障害支援区分認定審査会	○南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町障害支援区分等認定審査会
事務の委託	○消防・救急業務の受託	
一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市外二ヶ市町組合 ○箱根町外二カ市組合 (共有林野の管理処分) 	<ul style="list-style-type: none"> ○南足柄市外五ヶ市町組合 ○南足柄市外二ヶ市町組合 他3 (共有林野の管理処分) ○足柄上衛生組合 (し尿処理、休日急患診療所の設置管理、医療機関等の相互連携推進、介護認定審査事務)

広域連携の推進

連携中枢都市圏の形成

意義

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携して、「連携中枢都市圏」を形成。**

※具体的な都市(圏)は、本年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定。なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)*は対象とする

- (* 全国で61市が該当(①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、②昼夜間人口比率おおむね1以上)

役割

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
- ② 高次の都市機能の集積・強化
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

実現手法

- 連携協約の導入
- 先行的なモデルを構築する事業を実施(約1.3億円)
- 今後、**圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果たしていくため、国としてさらに積極的に支援。**

(平成27年度予算 2.0億円)

- 平成27年度から、モデルの検証を踏まえて、**地方交付税措置を実施。**

「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」を築く

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

- 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が連携し、**地方圏における「定住の受け皿」を形成。**

※中心市宣言団体数:107団体

※協定締結等圏域数:89圏域

具体的な支援 (H27.4.1現在)

- 全国的に進んでいる**医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組**や、ニーズが高まっている**産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組**を支援。

※平成27年度にこれまでの取組成果について検証を行い、その検証結果も踏まえ、今後、取組に対する支援策について検討予定。

地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」の確保

過疎集落等の維持・活性化

目指す方向性

- 持続可能な集落活性化のため、**基幹集落中心に「集落ネットワーク圏」を形成。**

具体的な支援

- **地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組**をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
- 集落の組織力を高めるため、**地域おこし協力隊や集落支援員などを拡充。**

集約とネットワーク化で集落を維持・活性化

※「集落ネットワーク圏」については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)において、国土交通省や農林水産省等の関連施策と連携し、「小さな拠点」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する仕組みを検討することとされている。

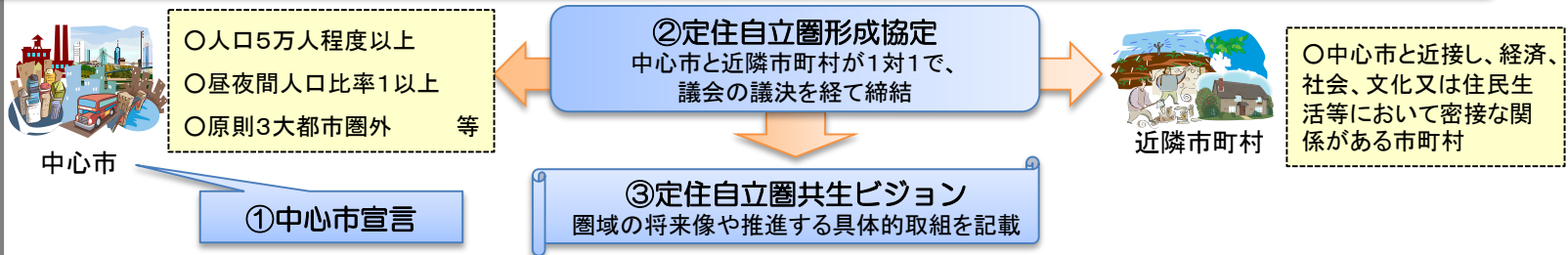
※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

「定住自立圏構想」の推進

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能**を確保する「定住自立圏構想」を推進し、**地方圏における定住の受け皿**を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

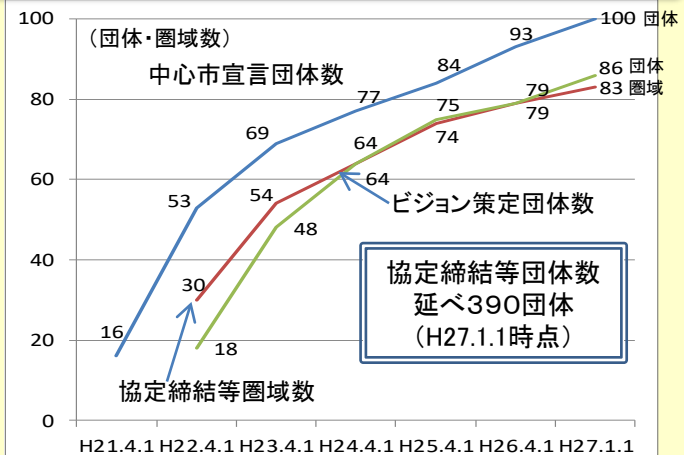
特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度）
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用
- ・地域医療に対する財政措置 等

各省による支援策

- ・産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況



定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間8,500万円程度（H25年度までは4,000万円）を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 近隣市町村については、1市町村当たり年間1,500万円（H25年度までは1,000万円）を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

広域的課題①：地域医療の確保



医師派遣事業

- 八戸圏域定住自立圏内の連携病院を対象に、医師充足率に応じて、地域の中核病院である八戸市立市民病院から医師派遣 ⇒ 派遣状況 五戸総合病院：内科医1名週3回、三戸中央病院：整形外科医1名週1回

青森県ドクターヘリ運航（平成21年3月25日開始）

- 平成24年4月から、県内2機体制で運航開始
- 北東北3県において広域連携運航を実施中
- 出動要請 累計 **2,657件**（平成26年3月末日現在）

ドクターカー運行（平成22年3月29日開始）

- 八戸圏域定住自立圏において、夜間や悪天候時に出動できないドクターヘリを補完する目的で導入
- 出動要請 累計 **3,925件**（平成26年3月末日現在）



課題：①消防本部判断での他県ドクターヘリの出動要請体制が未構築
②地方圏における抜本的な医師確保対策が必要

国への期待：①国の主導によるドクターヘリの県境を越えた連携体制構築が必要
②圏域としての自律的な医師確保体制の構築が必要→自治医大分校



広域的課題②：地域公共交通の確保

高齢化に伴い市民の足を守る地域公共交通の役割が今後とも増大

路線バス上限運賃化の実施

- 八戸圏域では、圏域市町村を跨ぐ広域バス路線の運賃を、**初乗り150円・50円刻み・上限500円**に改定する実証実験を平成23年10月からスタート
⇒ 利用者数増加により、**平成25年10月から本格実施**
- 広域路線の運賃改定とあわせて、市内路線を**300円上限化**

2011年
10月1日
バスの運賃が変わります!!

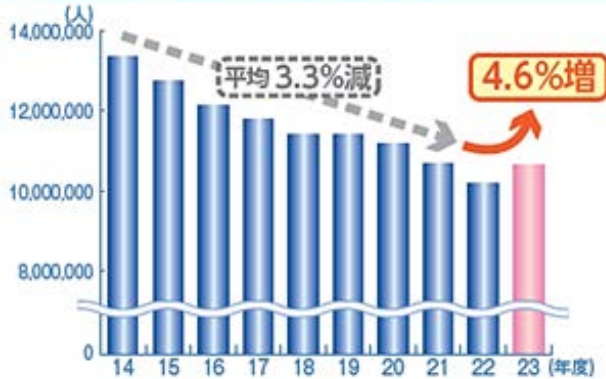
バスを使って
もっと便利に
さらに
お得に!!

八戸市内のバス運賃が
1乗車あたり
上限**300円**
50円刻み
初乗り150円

圏域を跨ぐバス運賃が
1乗車あたり
上限**500円**
50円刻み
初乗り150円

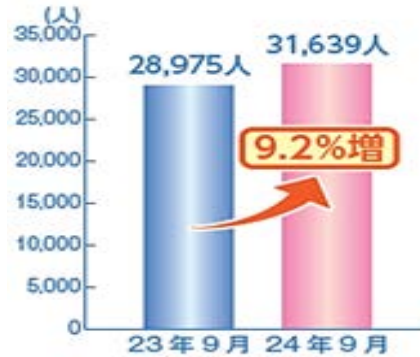
八戸圏域定住自立圏市町村 利用状況の変化

1 年間輸送人員の変化

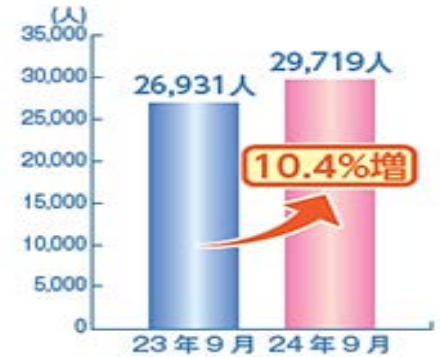


- ・H14～22年にかけて対前年比平均3.3%減少
- ・実証実験を開始したH23年4.6%増加

2 平日1日あたりの利用者数の変化 (バス利用乗降実態調査)



圏域全体 (実証実験対象路線)



八戸市内

- ・実験開始1年で圏域全体で9.2%増加、八戸市内で10.4%増賃

国への期待: 地域公共交通の確保は、地方圏における全国共通の課題であり、基礎自治体では膨大な財政投入を強いられているにもかかわらず、非効率な政策分野として喧伝され、真正面からの政策展開がなされていない。地域での個別の取組ではなく、財政措置を含めて国の主導によるスタンダード化が必要。



子育て、福祉、産業、雇用、社会教育、市民活動、職員研修等の分野における八戸市の事業を、圏域の町村・住民に拡大

■ 子育て支援

- ・特別保育事業～一時預かり事業、休日保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・子育てつどいの広場・子育てサロン事業

■ 高齢者・障がい者福祉の充実

サービス関係の合同研修会の開催

■ 農業振興に係る情報提供体制の構築

新規就農希望者への研修、栽培技術情報の提供

■ 中小企業従事者の福祉向上

八戸市勤労者福祉サービスセンターの拡充

■ 社会教育の推進

八戸市民大学講座の圏域拡大

■ 安全・安心情報システムの構築

メーリングリスト「ほっとスルメール」の登録拡大

■ 八戸市市民活動サポートセンターの共同利用

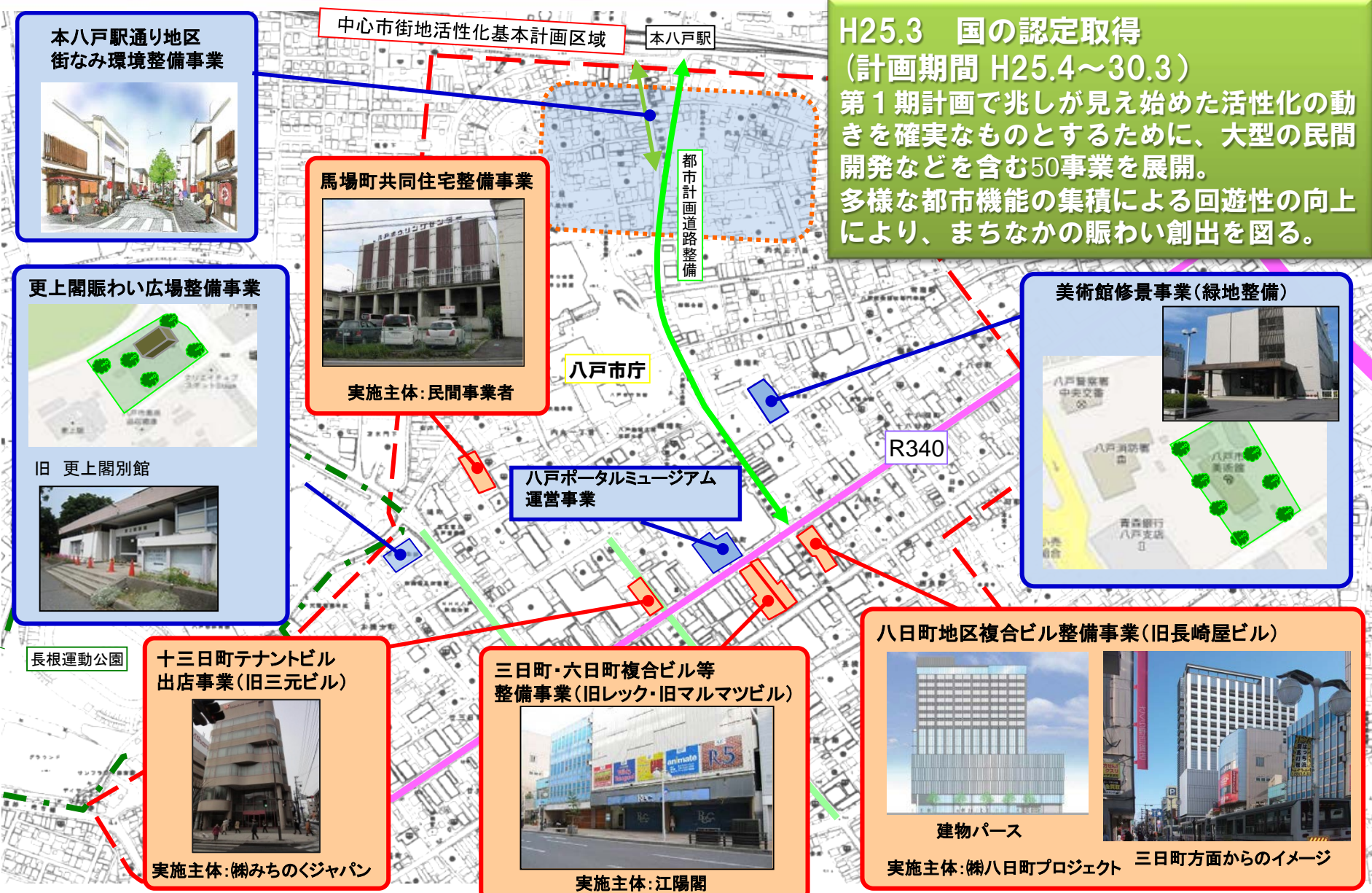
■ 圏域内市町村の職員研修

職員合同研修等の開催

課題：①人口の少ない町村程、町村単独による多様な行政サービスの提供は困難な状況
②中心市の事業を圏域に拡充することにより、圏域としての行政サービスの充実を図らざるを得ない状況

国への期待：地方の圏域を支えている中心市に対して、連携事業の実施状況に応じた国による財政措置が必要

第2期八戸市中心市街地活性化基本計画



**本八戸駅通り地区
街なみ環境整備事業**

中心市街地活性化基本計画区域

本八戸駅

都市計画道路整備

馬場町共同住宅整備事業

実施主体: 民間事業者

更上閣賑わい広場整備事業

旧 更上閣別館

**八戸ポータルミュージアム
運営事業**

美術館修景事業(緑地整備)

長根運動公園

**十三日町テナントビル
出店事業(旧三元ビル)**

実施主体: ㈱みちのくジャパン

**三日町・六日町複合ビル等
整備事業(旧レック・旧マルマツビル)**

実施主体: 江陽閣

八日町地区複合ビル整備事業(旧長崎屋ビル)

建物パース

実施主体: ㈱八日町プロジェクト 三日町方面からのイメージ

H25.3 国の認定取得
(計画期間 H25.4~30.3)

第1期計画で兆しが見え始めた活性化の動きを確実なものとするために、大型の民間開発などを含む50事業を展開。多様な都市機能の集積による回遊性の向上により、まちなかの賑わい創出を図る。

定住自立圏における取組の具体例

南信州・飯田産業センターの運営(南信州定住自立圏)

- 圏域産業の中核的な支援機関である南信州・飯田産業センターの施設及び人材を充実させ、圏域内の企業に対し人材育成、新事業展開、新規創業等の支援を行うことにより、企業の経営及び技術の革新並びに産業クラスターの形成を目指す。
- 関係市町村：圏域内の14市町村

＜主な企業群＞

精密機械工業系	196社
電気・電子工業系	94社
食品産業系	148社
伝統産業(水引他)	82社

＜大学・公設試験機関＞

- 信州大学
- 明治大学
- 長野高専
- 諏訪東京理科大学
- 長野県総合技術センター

＜三遠南信ネットワーク＞

- 浜松商工会議所
- 豊橋商工会議所

域外との結びつきを強める

南信州・飯田産業センター

～ものづくりの拠点～



- ◆ 地域産業振興事業
- ◆ 産業技術大学
- ◆ ビジネスネットワーク支援センター
- ◆ 工業技術センター(各種試験・技術相談)
- ◆ EMCセンター(電磁波防止技術関連)
- ◆ 環境技術開発センター(インキュベーション関連)
- ◆ 地場産品紹介、販売

資金
人材

＜新産業創出事業＞



＜自治体＞

- 長野県
- 飯田市、近隣13町村

＜支援機関＞

- 飯田商工会議所
- 商工会連合会ほか

＜金融機関＞

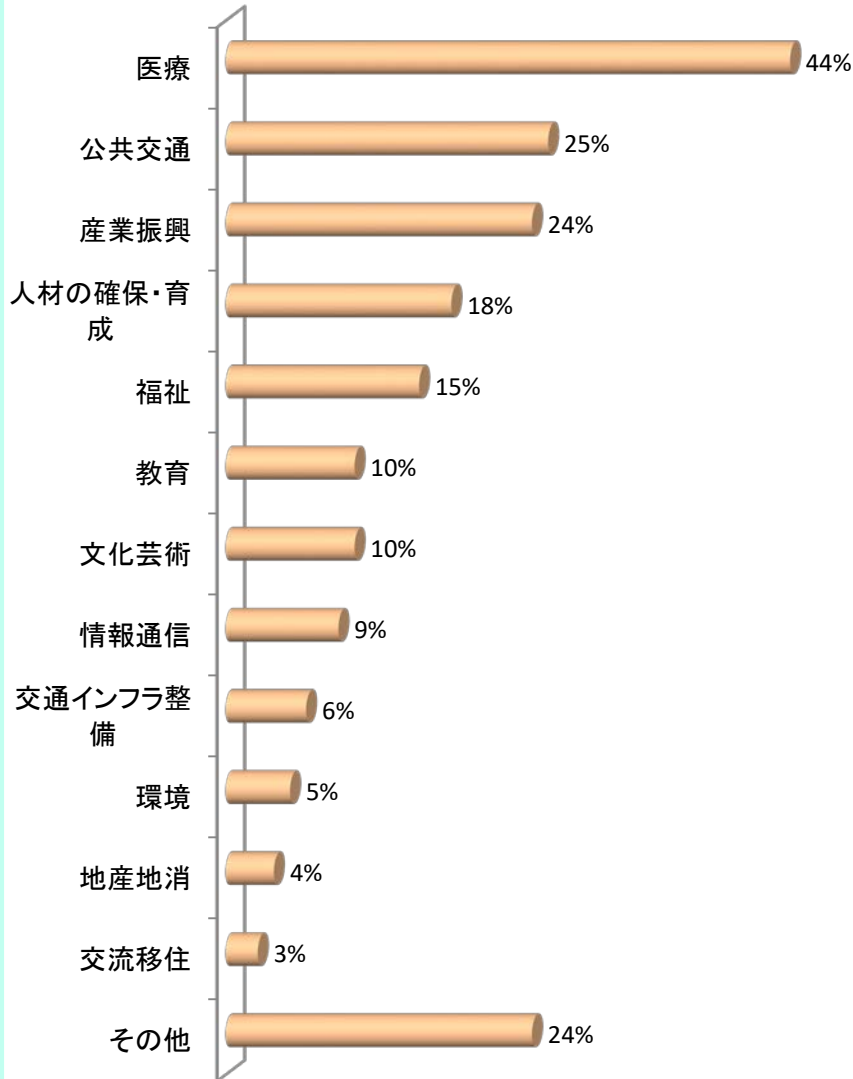
- 飯田信用保証協会
- 飯田信用金庫
- 八十二銀行ほか

＜シンクタンク＞

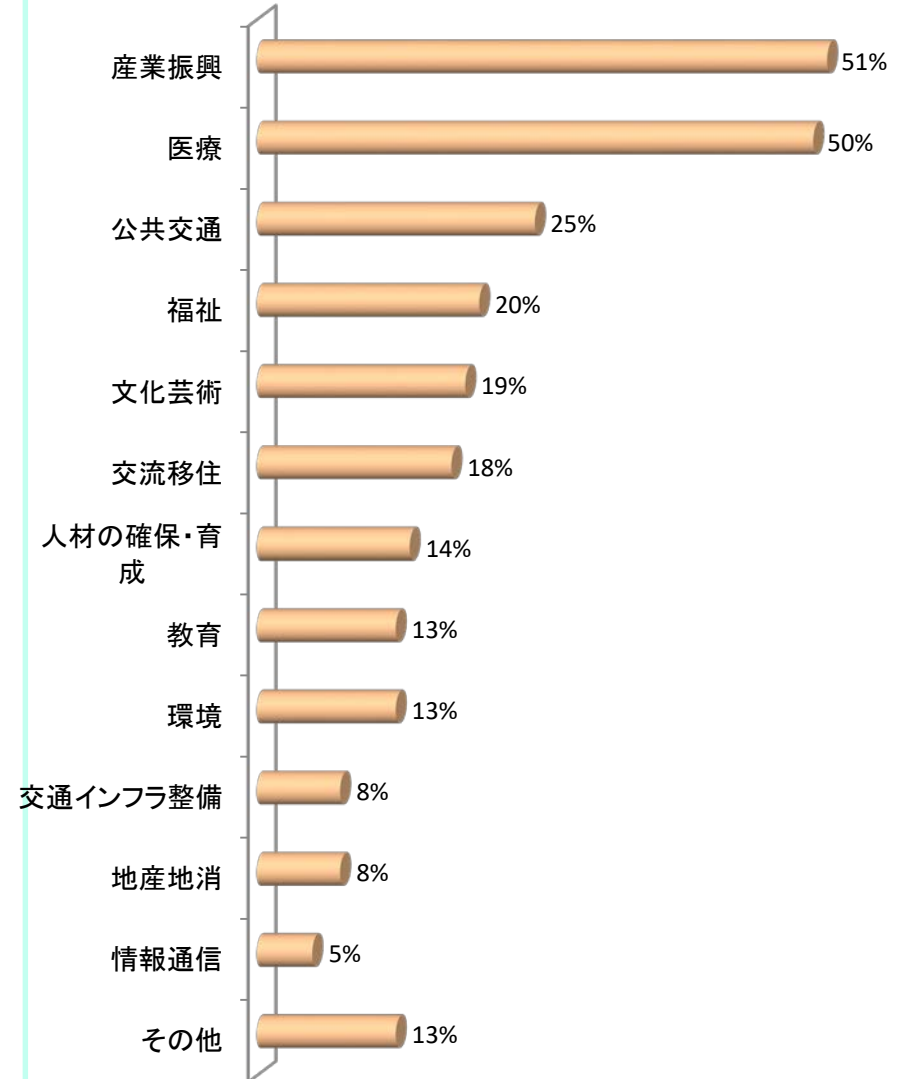
- しんきん南信州地域研究所

定住自立圏構想の効果等について

定住自立圏に取り組んだ結果が 顕著に表れた分野



定住自立圏において 今後取組を推進したい分野



連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

(1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

① 普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円）

② 特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還金利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ
（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度数の算定要素の追加

- ・辺地度数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

取組事例

現在、地方圏において、中枢拠点都市が圏域の経済をけん引する取組が先行的に行われている。今後、こうした中枢拠点都市を核とする取組を積極的に支援・拡充。

事例①福岡市・MICE戦略

※MICE: 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う研修旅行 (Incentive Travel)、国際会議 (Convention)、展示会・見本市 (Exhibition/Event)。

国際会議、展示会・見本市等を積極的に誘致し、圏域内企業とのビジネスマッチングや観光・飲食へ誘客。そのために必要な設備や環境を民間資金を活用して整備 (MICEクラスター整備)。



コンベンションセンター



ビジネスセンター・サロン



ホテル

福岡市内にMICEクラスターを整備して、圏域内のビジネス、観光・飲食産業の拡大を狙う。まずはMICE関連のワンストップ専門組織の設立により、福岡市内の直接消費額だけで+1,000億円 (4,000億円→5,000億円) の効果を見込む。



ビジネスマッチング



太宰府天満宮



飲食

事例②熊本市・6次産業化

「第1回九州食の展示商談会」を平成24年11月に開催

出展者279事業者、来場者約2800人。商談会2ヶ月後で90件成約、175件が商談継続中。

「第2回九州食の展示商談会」を平成25年11月に開催

展示商談会では、熊本市内の加工業者が県内の他の市町村の農産物を使用して開発した商品も積極的に出展。

出展商品の例: 「熊本すいーとぽてと」(年間売上約1億円)

熊本市の菓子業者(熊本菓房)が、同じ圏域に属する益城町(ましまち)・西原村(にしはらむら)産の「からいも」を使用し商品開発。出展を通じて販路拡大を目指す。



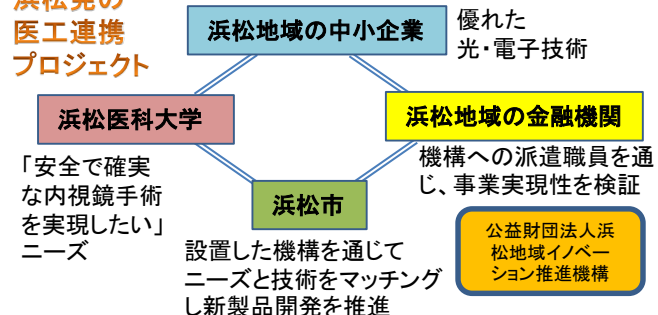
事例③浜松市・産業クラスター



「内視鏡手術ナビゲーション装置」の開発

蓄膿症などの手術の際に、手術器具の体内位置を術者にリアルタイムで表示することができ、患者に安全な内視鏡手術が実現可能に。

浜松発の
医工連携
プロジェクト



事例④姫路市・播磨の酒

「播磨は日本酒のふるさと」の発信

歴史と伝統ある圏域内の資源(山田錦と日本酒)を、圏域の地域ブランドへ。

「はりま酒文化ツーリズム」の普及

圏域内の観光資源である「酒蔵」を核として、姫路城、砥峰高原(スキの大群生地)などの観光資源、圏域の食(「揖保の糸」、赤穂の牡蠣)をネットワーク化。



最高級原料米「山田錦」

1923年に現在の加東市の試験場で誕生。播磨地域が全国生産の約8割を占める日本一の米どころ。



庭田神社(宍粟市(しそ))

1300年前編纂の「播磨国風土記」に、日本酒の造り方が、我が国最古の文献として登場。庭田神社が日本酒のルーツの地といわれている。



酒蔵

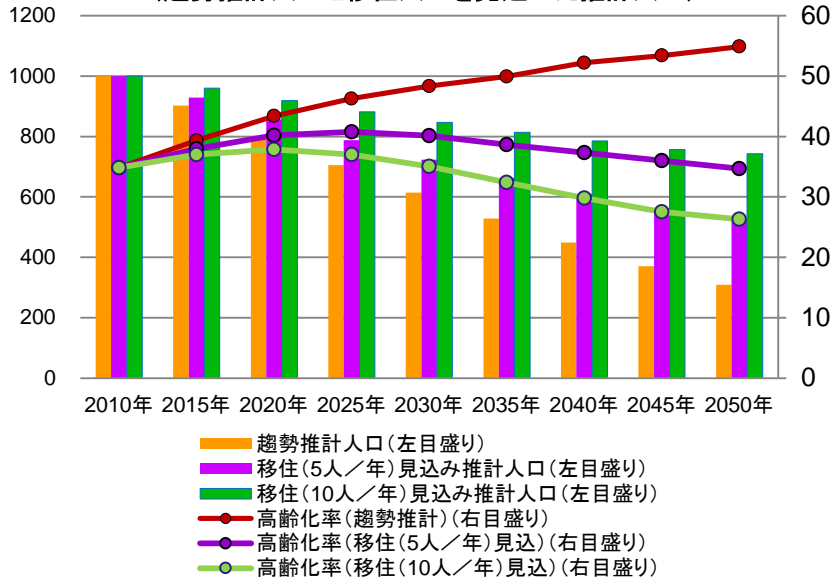
姫路市等8市1町に24の酒蔵が存在。平成25年全国新酒鑑評会にて、新酒868点中、播磨産4点が金賞受賞。

総括

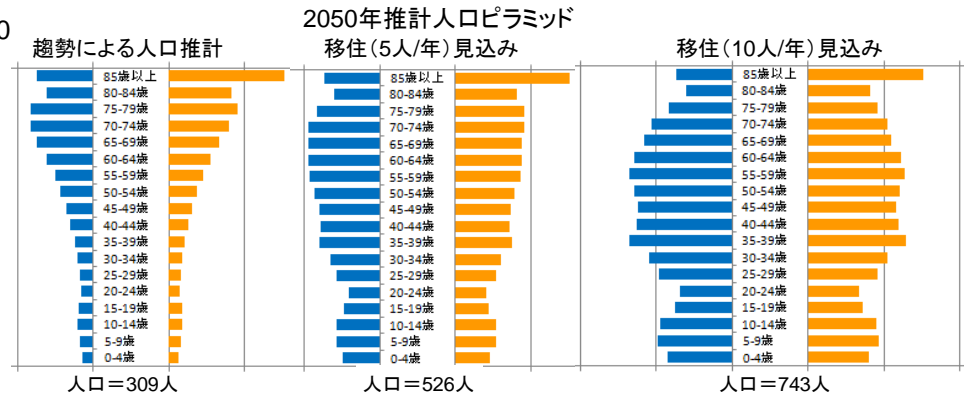
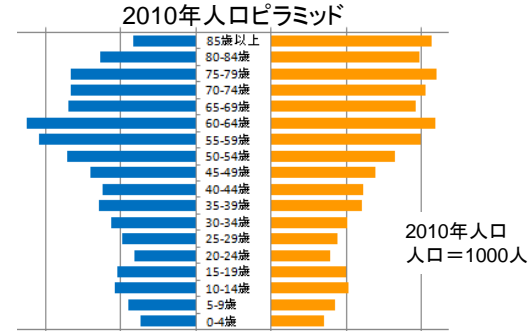
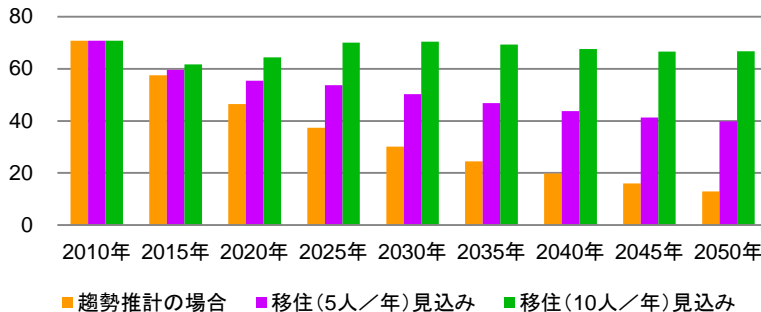
	国勢調査		2040/2015	2040年時	2040年時	
	2010年(H22)	上段:国立社 下段:各市町		自治体ビジョン / 社人研	自治体ビジョン - 社人研 (人)	2市8町の内 構成比
		2040年				
小田原市	198,333	158,299	0.81	1.04	6,299	57.5%
	自治体人口ビジョン	164,598	0.85			55.3%
南足柄市	44,020	34,846	0.81	1.07	2,599	12.7%
	自治体人口ビジョン	37,445	0.86			12.6%
2市計	242,353	193,145	0.81	1.05	8,898	70.2%
	自治体人口ビジョン	202,043	0.85			67.9%
中井町	10,010	7,492	0.77	1.08	618	2.7%
	自治体人口ビジョン	8,110	0.83			2.7%
大井町	17,972	14,336	0.84	1.10	1,481	5.2%
	自治体人口ビジョン	15,817	0.91			5.3%
松田町	11,676	7,055	0.65	1.42	2,945	2.6%
	自治体人口ビジョン	10,000	0.89			3.4%
山北町	11,764	6,792	0.63	1.35	2,355	2.5%
	自治体人口ビジョン	9,147	0.80			3.1%
開成町	16,369	16,215	0.95	1.20	3,203	5.9%
	自治体人口ビジョン	19,418	1.13			6.5%
箱根町	13,853	7,348	0.63	1.24	1,737	2.7%
	自治体人口ビジョン	9,085	0.73			3.1%
真鶴町	8,212	4,457	0.61	1.10	446	1.6%
	自治体人口ビジョン	4,903	0.63			1.6%
湯河原町	26,848	18,368	0.71	1.04	729	6.7%
	自治体人口ビジョン	19,097	0.74			6.4%
2市8町計	359,057	275,208	0.79	1.08	22,412	100.0%
	自治体人口ビジョン	297,620	0.85			100.0%

○山間地域のモデル集落(人口1000人)における趨勢による2050年推計人口は、総数は309人にまで減少(△69%)、高齢化率55%となる。
 ○仮に、移住(10人/年)を見込んだ場合、人口は減少するものの緩やかな減少にとどまるとともに、小中学生の人口(現状71人)は一定数を維持できる。

山間地域のモデル集落(人口1000人)の将来推計人口 (趨勢推計人口と移住人口を見込んだ推計人口)



小中学生人口の推計



(推計方法)

- 山間地域は、農林統計に用いる農業地域類型のうち山間農業地域とした。(2010年の山間地域の人口は約383万人)
- 山間地域の年齢別人口を集計し、人口1000人の集落を仮定して、男女・年齢別人口を設定した。
- 2005年及び2010年国勢調査人口から、山間地域のコーホート変化率を算出し、コーホート変化率法により、2010年人口を基準として2050年までの5年ごとの人口を推計した。
- 0~4歳人口の推計には、2010年のこども女性比を用いた。出生率に換算すると概ね1.47人である。
- また、1年に10人(5人)の移住があるものと仮定して、移住を見込んだ人口推計を行った。移住は、30歳代前半の夫婦と0~4歳代のこども1人からなる世帯が2(1)世帯、20歳代前半の男女が各2(1)名の計10(5)名を仮定した。移住の仮定については、小田切徳美、藤山浩編著「地域再生のフロンティア」p306~p309を参考として設定した。
- 小中学生人口は、該当する年齢階級の人口を案分・合計して推計した。

公共施設等総合管理計画の策定推進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

取組の内容

(1) 「公共施設等総合管理計画」の策定

(平成26年4月22日付総務大臣通知により策定要請)

<公共施設等総合管理計画の内容>

1. 所有施設等の現状

- ・公共施設等や人口についての現況及び将来の見通し・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費や財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・計画期間：10年以上
 - ・全ての公共施設等が対象。情報の管理・集約部署を定める。
 - ・現状分析を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
 - ・計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップする。
- 今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳も活用。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

(2) 地方財政措置

- ① 計画策定に要する経費について、特別交付税措置
【期間】平成26年度からの3年間
【措置率】交付税措置率：50%
- ② 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の充当を認める特例措置を創設(平成26年3月20日地方財政法改正済)
【特例期間】平成26年度以降当分の間
【充当率】地方債充当率：75% (資金手当)
【平成27年度地方債計画計上額】340億円 (事業費ベース：450億円)
- ③ 計画に基づく公共施設の集約化・複合化について、公共施設最適化事業債(仮称)を創設
【期間】平成27年度からの3年間
【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：50%
【平成27年度地方債計画計上額】410億円 (事業費ベース：450億円)
※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る
※ 庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外
- ④ 計画に基づく公共施設の転用について、地方債措置を創設(地域活性化事業債の拡充)
【期間】平成27年度からの3年間
【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：30%
【平成27年度地方債計画計上額】90億円 (事業費ベース：100億円)
※ 転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

背景

- 地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

●立地適正化計画（市町村）

・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成。民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- 外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- 民都機構による出資等の対象化 **予算**
- 交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- 市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

○公的不動産・低未利用地の有効活用

- 市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

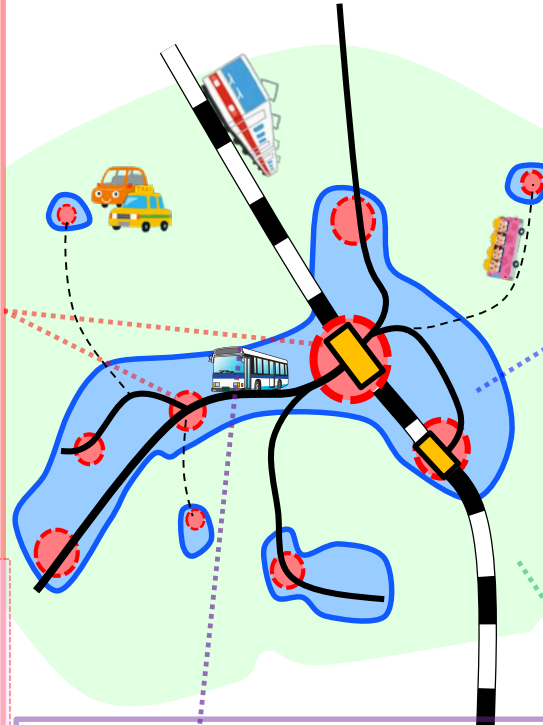
◆歩いて暮らせるまちづくり

- 附置義務駐車場の集約化も可能
- 歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- 歩行空間の整備支援 **予算**

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

◆誘導施設への税制支援等のための計画と中活法に基づく税制支援等のための計画のワンストップ申請



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- 区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- 住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- 市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- 都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- 跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**

公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- 都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

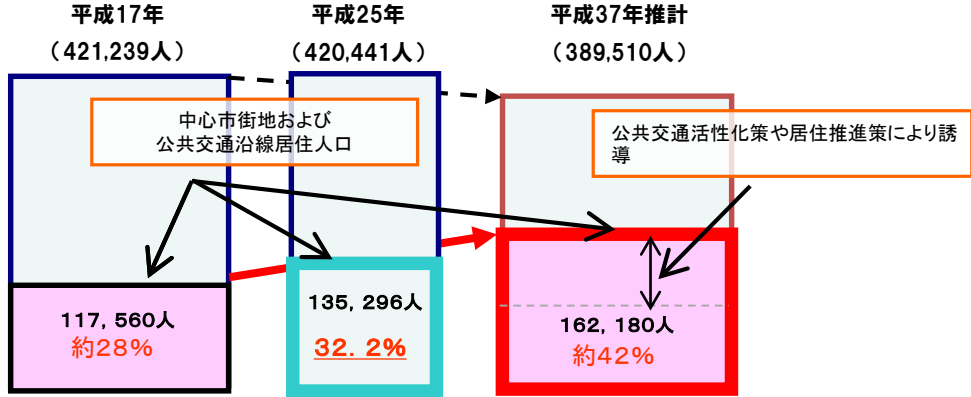
※下線は法律に規定するもの 65

富山市におけるコンパクトシティの取組目標と効果



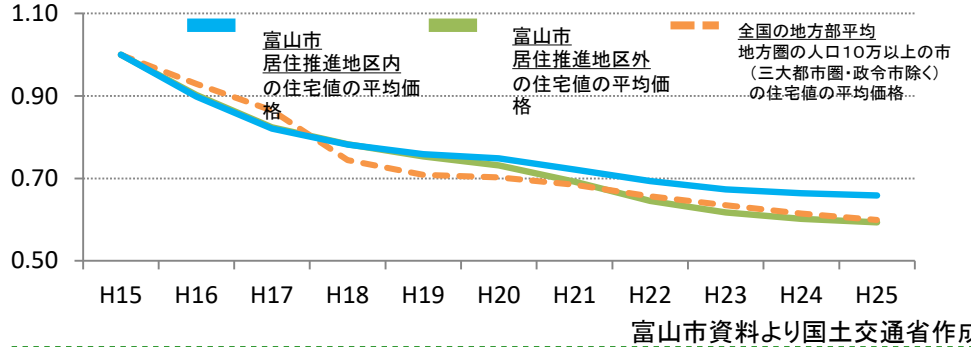
- 中心市街地：約436 ha
- 公共交通沿線居住推進地区：約3,489ha
- ※富山駅を中心とした19の公共交通軸周辺
 - ・鉄道、軌道駅勢圏（半径500m）
 - ・バス停圏（半径300m）

＜公共交通沿線における居住人口の目標と進捗＞



中心市街地及び公共交通沿線居住推進ゾーンで、良質な住宅の建設事業者や住宅を建設・購入する市民に対して助成すること等により、居住の集約を推進

＜居住推進地区の設定に伴う公示地価の推移＞



平成19年に居住推進地区を設定。居住推進地区外の公示地価は全国の地方部平均と同水準だが、居住推進地区内では地価の下げ止まり傾向が見られる

＜LRTの整備効果＞ ※平成25年3月31日現在（1日平均利用者数）

平日 4,815人/日（開業前2,266人/日）
 休日 3,645人/日（開業前1,045人/日）

開業前と比較して、利用者数は平日約2.1倍、休日で約3.5倍に増加